

平成28年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成28年6月10日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 11番 高久好一議員
 - 1. 就学援助について
 - 2. 学習支援事業について
 - 3. 中学の英語教育について
 - 4. 指定生乳生産者団体制度廃止について
 - 18番 金子哲也議員
 - 1. ネオニコチノイド系農薬の使用について
 - 19番 若松東征議員
 - 1. 地方分権改革について
 - 2. 道路行政について
 - 3. 廃校の活用状況について
 - 4番 齊藤誠之議員
 - 1. ふるさと納税について
 - 2. 安定した保育の現場づくりについて
 - 3. 子どもの遊び場について
 - 4. 教育行政について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	白井一之
保健福祉部長	菊地富士夫	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部長	藤田恵子	子育て支援課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久利生元
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	邊見修	水道課長	釣巻正己
教育部長	伴内照和	教育総務課長	富山芳男
会計管理者	松江孝一郎	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	稲見一志
農業委員会事務局長	佐藤章	西那須野支所長	関谷正徳

塩原支所長 印 南 良 夫

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹

課長補佐兼
議事調査係長 福 田 博 昭

議事調査係 室 井 良 文

議事課長 増 田 健 造

議事調査係 長 岡 栄 治

議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

◎議事日程の報告

- 議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎市政一般質問

- 議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。
質問通告者に対し、順次発言を許します。

◇ 高久好一 議員

- 議長（中村芳隆議員） 初めに、11番、高久好一議員。
○11番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。11番、日本共産党の高久好一です。一般質問を始めます。
1、就学援助についてです。
入学、進学時期である4月が過ぎても子育て世代には出費が続きます。就学援助は、経済的に厳しい世帯の小中学生の学用品や給食費など補助する制度となっています。
本市の現状と対応を伺うものです。
(1)本市における就学援助の認定者数と推移はど

のようになっていますか。

(2)です。周知の時期や申し込みの方法はどのように行われていますか。

(3)です。全国的には健康検診で虫歯の治療が必要とされ、子どもの半数も受診していない地域があることが医療団体の調査で判明しています。家庭の経済的事情が一因と見られますが、本市の場合はどう対応していますか。

(4)です。国の生活保護基準が引き下げられ、就学援助の対象範囲を縮小した自治体がありますが、本市はどうか。また、本市で縮小している場合は、影響を受けた世帯の数と対応はどのようになっていますか。

以上、4点を伺います。

- 議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

- 教育部長（伴内照和） それでは、1の就学援助について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の本市における就学援助認定者の数と推移についてお答えをいたします。

過去5年間の認定者数についてまず申し上げます。平成23年度の認定者数は、小中学校合わせて662人、平成24年度684人、平成25年度677人、平成26年度735人、平成27年度844人、今年度4月時点ですが815人となっております。認定者数については年々増加傾向にあるという状況です。

次に、(2)の周知の時期や申し込みの方法についてお答えをいたします。

周知の時期につきましては、各小中学校の入学説明会のときに資料を配付するとともに、既に認定されている児童生徒につきましては、年度末に翌年度の申請手続についてのお知らせを行っているところです。また、例年、年度初めに広報なすしおばらにおいて就学援助についての記事を掲載

するとともに、ホームページにおいて制度の概要、また手続方法をお知らせしております。

申込方法につきましては申請希望者の児童生徒が在籍する学校が受け付けの窓口となっております。申請書等の書類を提出していただいているところです。なお、受け付けにつきましては、年度初めだけではなく、年間を通して随時受け付けを行っているところです。

次に、(3)の虫歯の治療に対する本市の対応についてお答えをいたします。

虫歯の治療が必要と診断された就学援助認定児童生徒につきましては、学校からの申請に基づきまして学校保健安全法の医療券を交付しております。治療費の自己負担分を就学援助費として補助をしているところです。しかしながら、本市におきましても、医療券を使用して治療を受けている児童生徒は、例年、該当する児童生徒の半数程度となっていることから、各学校では養護教諭が中心となって受診を勧めているというのが現状でございます。

最後に、(4)の本市における就学援助の対象範囲についてお答えをいたします。

本市では、平成25年8月に行われました生活扶助費基準見直しの影響が及ばないように、文科省からの対応方針に基づきまして、見直し前である平成25年4月1日時点の生活保護基準額を平成26年度以降も使用しておりますので、実際に対象範囲を縮小しているということはありません。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

順次再質問を行っていききたいと思います。

認定者の数と推移を聞きました。年々増加しているということでありました。600から800を超えた数というふうに伺いました。日本の相対的貧困

率が年々上昇し1.6を示し、実に子どもの6人に1人が貧困状態にあるという深刻化する中で、就学援助を申請する世帯がふえているということがそのまま反映していると受けとめました。そこで伺っていききたいと思います。

本市の準要保護認定の基準について聞かせてください。また、県内で進んでいる市や町とそうでないところがあると聞いています。つかんでいる範囲で聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 準要保護の本市の基準ということでございますが、基本的には生活扶助に関する額が決められているわけですが、その算出された額に対して1.3倍の率を掛けて求めた基準の所得額等をもとに行っております。

全国的な例を見ますと1.1であるとか1.2、1.3、1.4、1.5と、それぞれ自治体によって違いますが、本市の部分については全国が一番多い率といえますか、その数字を使用させていただいているところがございます。

また、県内での状況については、先進的に取り組んでいるどうのこうのという部分については正直、細かな部分のチェックはしておりません。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 本市の要保護の基準が1.3ということで、一番多いところに倣ってやっていると、のところをとっているというお話がありました。

私、ちょっと調べてみたんですが、全国的には私もつかんでおりませんが、県内で準要保護の最高は日光市の1.5というのがあるそうです。那須烏山の1.2、矢板市の1.0と、こういった形で継続しているというふうに私のほうはそういう情報を得ています。

さらに伺っていきます。

先ほど、那須塩原市の場合、一番多い1.3を採用しているというお話がありましたが、日光市のように1.3から1.5へ就学援助の認定基準を引き上げる考えはありますか、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 生活に困っているというような状況を基本に考えているわけですが、やはり全国の状況を見ながら、やはり本市としてもこれまで進めてきているわけでございまして、全国の3割以上が1.3を使っているというような状況もありますので、当面この基準をもとに本市としては進めていきたいというふうに考えています。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 全国の3割を占める1.3をこのまま継続していきたいという答弁がありました。

2に入ります。

周知の時期や申し込みの方法、どのように行われているかというお尋ねをいたしました。

新入学生、小学生は入学前ということ、学校を通して申請し、在校生は毎年継続の申請をしていると、そういった中で市からもらった資料によれば、28年度は823人の方が申請し811人、98.5%が認定されていると、こう伺いました。

そこで伺っていきます。

最近、申請用紙が変わったのか、申請する、しないの二通りになって、直接申請するというのがなくなったと聞きました。理由はわかりますか。直接教育委員会に申請することは可能だと思いますが、本市で認定されなかった1.5%の方の理由はどのようなものですか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 申請様式については、基本的にここ数年変えていないということなのですが、一部制度の変更に伴いまして細かな部分での修正はあるかと思いますが、大きくは変わっておりません。

それと、直接教育委員会にということなのですが、やはり子どもさんの状況をよく知っている学校がやはり一旦窓口になって、そこで内容をチェックする等もありますので、学校経由で教育委員会に流れをつくって対応しているというのが現状です。

それと、申請の中で1.5%の申請者が対象外になっているということなのですが、毎回申請を受けまして、それぞれの家族構成であるとか所得の状況、そういったものも全て細かくチェックをしております。特にこの1.5%対象にならないというお子さんにつきましては、どうしても所得基準的にクリアできないという方が一番多いというのが状況でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 申請は学校でと、一番状況を把握している学校でということでございます。

それから、認定されなかったのは所得がその状況に達していないということでした。はい、わかりました。

さらに聞いていきます。

新入学児童生徒には申請認定交付となるため、入学時までには制服が間に合わないなどと報道されることがよくあります。本市の対応はどのようになっていますか、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 入学に際して制服が間に

合わないというような案件かと思いますが、基本的にはどうしても特に中学校に上がった段階がその場面になるかとは思いますが、事前に小学校の段階から、もちろんそういうような状況にあるご家庭については細かく申請の手続等もお伝えしておりますので、申請が認められて、もちろんそういう制服の経費等に充てられるような可能性もあるかと思うのですが、現実私どものほうに制服をつくる上で間に合わないとか、そういったような具体的な情報はちょっと入ってきておりませんが、細かな部分については申しわけありませんが、ここではちょっとお答えできないということで。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） はい、そういう情報が入ってきていないということでした。制服が間に合わないという情報は入ってきていないという答弁でございました。

ぜひ、このところ大事な子どもの晴れ姿というような場面です。学びの入り口からしっかりとフォローできるような努力をお願いしておきたいと思います。

(3)に入ります。

先ほど、虫歯の治療のことについて質問いたしました。自己負担分をこの就学援助で出していると、そういう答弁だったと思います。ただ、治療のほうが、継続して治療されている方が半数程度という答弁もありました。ぜひ、このところもしっかりフォローが必要なんだと思います。虫歯、我々の年になってきますと、相当やっぱりみんな歯医者さんに行かれると思います。子どものうちしっかり治療しておくことが何よりだと思います。それが、結果的には医療費の節約という形にもつながるかだと思います。

このところ、見ていきましたら、医療費は学

校保健安全法施行令第8条に定める疾病とされていますが、具体的には、そのほかどんなものがあるのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 今回、虫歯ということで資料は整理しております。

その他の医療関係でこういったものに活用できるかという部分については、ちょっと手持ちがございませんので、改めて確認をとってお答えをしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） ぜひお願いします。

子どもの医療費窓口無料化を中学3年生まで実施している群馬県では、虫歯の治療完了が全国平均を上回っています。子どもの健康を守るため、窓口無料化が力を発揮している事実を示すものです。国と自治体が責任を持って子どもの医療費窓口負担を拡充すべきです。

(4)に入ります。

生活保護基準の問題を取り上げました。生活保護基準の引き下げが行われ、就学援助の対象範囲を縮小した自治体、本市の場合は当てはまらないと、今までどおり引き下げは行わなかったという答弁がありました。

国が就学援助の支給範囲に影響する生活保護の扶助基準を引き下げたため、全国で200以上の自治体で就学援助の対象が縮小されたと指摘され、大きな社会問題となっています。世界水準から立ちおけている日本の教育への公的支出を抜本的にふやすことなどが子どもたちの学び、発達できる環境を整えるため、政治が役割を果たすことが求められています。ぜひ家庭の経済的状況で子どもの未来が奪われるというようなことがないよう、前向きな努力をお願いいたします。この項の質問

を終わります。

続きまして、2の学習支援事業についてです。

親から子どもへ負の遺産を断ち切るため、無償で勉強を教え、居場所を提供する事業が本市でも行われています。

本市の現状と課題を伺うものです。

(1)学習支援事業の対象者と実施場所や利用者数について伺います。

(2)です。事業利用者対象者と頻度回数及び進学と進学以外の結果について聞かせてほしいと思います。

(3)です。事業実施のため、人員の確保や財源の確保はどのように行われていますか。

以上、3点について伺います。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 2の学習支援事業について順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の学習支援事業の対象者、実施場所及び利用者数についてお答えいたします。

対象者は、本市では生活保護世帯と就学援助を受けている準要保護世帯の中学生を原則としております。市内10カ所の公立公民館を利用し、平成27年度の参加人数は97人でした。本年度も同じ10カ所の公立公民館で実施しており、5月現在の参加者は59人となっております。

次に、(2)の事業利用対象者、頻度回数及び進路についてお答えを申し上げます。

学習支援事業に参加した中学生は、各公民館で週2回開催される教室で自主学習に取り組んでおります。なお、平成27年度の事業に参加した中学3年生34人は、全員が高校に進学しているということをお聞きしております。

最後に、(3)の人員の確保や財源の確保について

お答えを申し上げます。

学習支援員の人員確保につきましては、平成27年度は教員OBが16人、ハローワークを通じての募集が10人、そして大学生14人の合計40人を雇用いたしました。本年度は、教員OBが11人、ハローワークを通じての募集が5人、大学生が8人でスタートをしております。

募集方法といたしましては、教員OBにつきましては教育委員会と連携を図り、情報をいただき、了解をいただけた方を雇用いたしました。また、ハローワークについては、応募のあった希望者と直接私どもが面接をいたしまして、人物や塾の講師経験等を考慮いたしまして採用しているところでございます。大学生につきましては、国際医療福祉大学に出向きまして、大学側に制度の趣旨を説明いたしまして、大学側の配慮をいただきまして希望者を大学のほうから推薦していただいたというところでございます。

また、財源についてですが、学習支援事業につきましては、生活困窮者自立支援事業の国庫補助対象の事業となっております。これは任意事業でございますが、その補助対象率は2分の1ということになっております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

対象者は市内の中学生で要保護、準要保護など低所得者層、低所得者の世帯ということで97人が昨年はこの制度を利用したということでございます。そうした中で、さらに伺っていききたいと思います。

本市の利用者の数97人と、先ほど答えられました。この利用者数は県内とか他市町と比較して多いんでしょうか、少ないんでしょうか。市の想定範囲内の数であったのかも聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 参加人数が多いか少ないかということと、他市町村との比較というところについてお答えを申し上げます。

まず、参加人数といたしましては、私どもが当初見込んでいた数よりも非常に多かったというふうに認識をしております。昨年度からスタートした事業でございますが、当初は50人程度を予定しまして、予算も組ませていただきました。

ところが、実際に募集をかけたところ、97名という倍近い方たちが参加をしたということで、当然昨年度補正予算のほうをご承認いただいて27年度は実施させていただいたところです。

ほかの自治体との比較ということになりますと、いろいろやり方というのは、いろんな補助を使ってやっているのので一概に比較というのはできないんですけども、この生活困窮者関係の補助を使ってやっている自治体を比較いたしますと、非常に那須塩原市が参加人数が多かったというふうに捉えております。うちのほうでは97名ということで、規模の大きい宇都宮市や足利、小山とか大きいような規模のところとも比べましても、私どものほうがたくさんの方が参加していただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁をいただきました。

非常に那須塩原市の場合は、他市町と比較して多かったと、想定の約倍近い方が利用されたということだと思います。

この事業は、2015年4月に施行された生活困窮者自立支援法に位置づけられ、経済的に苦しい家庭の子どもの学習を支援するものですが、自治体の45%が実施を予定していないという数字も最近

になってNPOの調査で発表されています。こうした中で、本市がこの制度を実施したということは、大きいということで評価したいと思います。

(2)に移りたいと思います。

事業利用者対象と頻度回数、進学について結果を聞きました。先ほどの答弁では、中学3年生39人はその全員がそれぞれの高校に進学することができたというお話をいただきました。大変内容的にすばらしいと思います。

そこで、さらに伺っていききたいと思います。

利用者からもっと回数をふやしてほしいという声は上がっていませんか。

意見聴取やアンケートはありましたか、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 保護者のほうから、もっと利用回数をふやしていただきたいとか、あとアンケート調査とかそういうものをしたかということについてお答えを申し上げます。

まず、利用回数をもっとふやしていただきたいというようなことについての要望は私どものほうには参っておりません。今の週2回というやり方が妥当なのではないかなというふうに私どものほうでは捉えております。

アンケートにつきましては、これは当初申し込んでいただくときには生徒自身と保護者の方にアンケートをとっております。それにつきましては、保護者からのアンケートにつきましては、子どもさんの健康面での心配するところとかそういうところも含めまして、配慮すべきところをちょっと私どものほうでポイントを絞ってアンケートをさせていただいております、質問項目に。それであるとは、子どもさんに対して学習支援事業の中でどういうことを学んでいただきたいとか、どうい

ことを希望するとかというようなことについてのアンケートはとっております。ただ、実際始めて、実際今実施中なんですけれども、途中のところではアンケートとかそういうものは特別にはとっておりません。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 事業を開始してからのアンケートはとっていないけれども、事業の説明をする時点で保護者からもアンケートをとったと、それに対応しているということだと思います。私たちがそういうところ、見習いたいと思いますが、非常にいい対応をしたと思っています。ぜひ利用者の声をつないで、今年度、また次年度に生かしてほしいと思います。

(3)に入ります。

事業実施のため、人員の確保や財源の確保について聞きました。国からの財源の補助は2分の1というふうに先ほど答弁がありました。全国の自治体アンケートで学習支援を実施しない理由、複数回答で答えています。実施しない理由として挙げられてくる中で、実施するための人員や団体が確保できないからが64.5%で最も多い、そういう答えになっています。2番目に財源の確保ができないというのが45%と続きました。子どもへの学習支援は、子ども自身に貧困から抜け出す力をつけることが鍵となるものです。

そこで伺っていきます。

今後の課題についてです。国は事業費の全額を補助するよう要請し、自治体はこの事業を進めるための担い手を育てる社会的基盤をつくるための努力をしてほしいと思います。

本市が事業を継続していく中で検討しているものがあつたら、聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） お答え申し上げます。

この事業を継続していくために本市が考えていることというようにかと思えますけれども、実際、今、議員おっしゃられたように、財源的な問題よりも、むしろ人員の確保というところが非常に苦労したところでございます。幸いなところ、昨年度スタートするに当たりましては、教育委員会サイドのほうのご協力というところと、あとはまず協力という点では、その人員の確保とか場所、公民館なんかをすごく配慮していただきまして、年間を通じての利用ができるような環境を整えていただいたというところで、まず非常に感謝をしたいと思います。

もう一つ、その担い手となるという方がどちらかかという、大学生も当然いらっしゃるんですけども、やはり教員とかを退職された方が、OBという方が非常にやはりこの事業のキーポイントとなるかと思えます。非常にそういう方たちが教室全体を配慮していただいて、運用していただいているということから、人員の確保というところがこの継続のあとはポイントかというところと、あとあわせて、やはり地域にNPOなり社会福祉法人で非常にこういう事業に対して取り組んでいただけるような方がもしあれば、そういうところへお願いするというのも一つのやり方かと思っております。

ですから、まずこの継続のポイントというところにつきましては、まず人員というか、そういうスタッフの確保というところが課題かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 那須塩原市の学習支援

事業について聞いてまいりました。今のところ非常に人員の確保が課題という問題が出ています。地域で協力者をしっかりつくっていくということが大切なんだと思います。これは、ぜひしっかりやっていただくようお願いいたしまして、以上でこの項の質問を終わりたいと思います。

続いて、3番目に入ります。

3、中学の英語教育についてです。

文科省は、英語教育の強化を柱の一つとして、中学校卒業段階で英語検定3級程度以上の生徒を2017年度までに50%以上にする数値目標を掲げています。

本市の現状と課題について伺うものです。

(1)です。本市中学生の達成状況と特徴を聞かせてほしいと思います。

(2)です。英検を受検せず、3級以上の英語力のある生徒とはどのような形で判定されるのでしょうか。また、占める割合はどのくらいですか。

(3)です。文科省は、2015年時点の達成状況が37%を受け、中教審に諮問しましたが、生徒を大事にする教育とどう両立させるのか、考えを聞かせてほしいと思います。

以上、3点について伺います。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、3の中学の英語教育について、お尋ねに順次お答えしたいと思います。

初めに、(1)の本市中学生の達成状況と特徴についてお答えをいたします。

現在本市では、中学校3年生を対象に英語能力判定テストを実施し、中学生の英語能力についての実態把握に努めているところでございます。平成27年度におきましては、14.1%の中学3年生が

英検3級以上の力を有しているという結果でございました。

本市の特徴といたしましては、日常の会話で必要とされる表現の知識やリスニングの分野での正答率が高くなっておりまして、読解力の正答率も年々伸びてきていると、このような傾向にございます。

次、(2)の英検3級以上の英語力のある生徒の判定方法と占める割合についてお答えをいたします。

文部科学省は中学3年生の英語能力を判定するため、毎年12月ごろに調査を行っております。この調査では、実際に英検3級以上を取得している生徒の人数に加え、英検3級は取得していないが、それに相当する英語力を有していると英語担当教員が判断した生徒の人数を調べて報告することとなっております。

平成27年度の本調査におきましては、本市の中学3年生で英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の数は、調査対象者の約31%となっております。

最後に、(3)の英検3級の達成と生徒を大事にする教育の両立についてお答えをいたします。

本市におきましても国の指標を受け、平成29年度末までに中学3年生の50%以上が英検3級程度の英語力を身につける、これを成果指標として掲げております。

しかし、これは本市の目指す英語教育の最終の目標ではございません。本市の英語教育の目指すものは、児童生徒に豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身につけさせることとでございます。英語はあくまでもコミュニケーションの手段であり、例え英語を上手に話せなくても、外国人と堂々と意見を交わせる児童生徒を育てることが重要だと考えております。

学校は人を育てるところという大原則を見失う

ことなく、英語教育を通して児童生徒の主体性や生きる力を育てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 今、答弁を聞いています。私のほうの質問の仕方がかなりこれはまずかったなという、そういう感想を持ちました。教育長の答弁がかなり壮大なもの、子どもを中心に、子どもを大事にした、そういう目標で英語教育を行っているというふうに私は受けとめます。

きのうの吉成議員の質問で私の質問するところ、ほとんど網羅されてしまったなという思いでしたが、今の答弁を聞いて、さらにぜひそういう方向でこれからも英語教育を進めていってほしいというのが今の答弁の中で感じた私の感想です。

そうした中で、さらに質問を行っていきます。今述べた私の感想と幾分ずれるところがありますが、質問を続けていきたいと思えます。

英検を受検するのではなくて、英検3級に少しこだわってみたいと思えます。英検3級ではなくて、英検の簡易型のテストによる判断テストというのがきのうも出てまいりました。12月に英検が行われるということで、近隣の市町で市は英検の検定料を助成していると、こういう市もあります。

昨年の英語検定3級以上の中学生は54人、英検を受けずに3級以上の英語能力があると、こう判断した生徒は55人というような、そういう答え方をしている市、那須烏山市です。そういう答え方をしています。

那須塩原市の場合は、この英検を受検せずに3級以上の英語能力を有していると判断した生徒数はどのくらいの割合なのでしょう。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 国の調査について、本市の実態というお尋ねかというふうに思います。

平成27年度の数でお話し申し上げますが、平成27年度におきましては、先ほど申し上げましたとおり、本市におきましては3級以上の能力を有すると思われる生徒は約31%というふうにお答えを申し上げましたが、実際に英検3級以上の取得者というのは、約17.5%ほど調査の結果おりましたので、それに加えて教師の判断によって生徒全体の、先ほど申し上げましたように、約31%という数字が出ていると、報告されているということでございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 先ほど、私が申しました例とほぼ同じ半数ずつ程度というふうに受けとめました。そういう状況だということがわかりました。

さらに伺っていきます。

本市の英検受検者数、他市町に比較して多いのでしょうか、少ないのでしょうか、これを聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） これにつきましては、昨日もお答え申し上げたかと思うんですけども、あくまで受検は任意のものでございます。ですので、私どもが積極的に数を把握しているというような状況にございませんので、本市の状況、加えて他市町の数につきましては、申しわけございませんが、数は把握してございません。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） わかりました。

それでは、(2)を終わりました(3)に入りしたいと思います。

文科省は、2015年時点で達成状況が37%という

ことで、英検37%ということで中教審に諮問した話をいたしました。そうした中で、2015年時点の達成状況が中学校で37%、高校では34%にとどまっていると、こうした中で、文科省は第3期計画でどのような策を打ち出すのか注目されていると、こう新聞などで報道されています。

そこで伺っていきます。

きのうの質問で英検3級程度を目指すのは変わらないという答弁がありました。中教審の諮問が出るものと思われまます。諮問に沿った対応と本市中学生が求める英語で話したい、そして先ほど言われた外国の方とも堂々と話を、意思を通じ合いたいという、こういう願いをかなえる施策としてどのような考えがありますか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 国としても、多くの生徒たちが受検をしたり、あるいは受検をする機会がある一つのスケールを英検という形で取り上げているんだろうと思っておりますが、昨日申し上げましたように、国としてはこれから先、子どもたちに求められる英語力、それから国際的に通用する英語力をどう見ていくのかについては、今模索をしているところではないのかなというふうに思っています。

きのう申し上げましたように、CEFR-Jというのも、これは国が日本の児童生徒の実態に合った形で国際的な尺度を、それをアレンジしているというようにも考えているようですし、平成31年度には初めての全国学力学習状況調査の時期に合わせて英語の力を調べてみようというようにもやっているようであります。

この英検3級程度以上の力というのは、現在実施をされております第2期の振興基本計画の中の指標でございますので、これが今、議員おっしゃ

ったように、30年以降の第3次教育振興基本計画の中でどんなふうな指標として出てくるかというのは、私たちも大いに注目をしているところでございます。

いずれにしても、かつて私たちの世代が中学校の英語を学んできて、そこで育つ力だけでは今現在、あるいはこれからの社会において、子どもたちが多様な国の人たちと一緒に仕事をしていくというんですかね、社会の中で生きていくときに必要な力はどういうものか、またそういったことを学ぶためにこれからの英語教育はあるというふうに考えたときには、さまざまな観点から子どもたちの英語の力というのを見ていたり、あるいは伸ばしていきたくて必要があるんじゃないのかなと、このように考えております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、英語はあくまでもコミュニケーションのツールでありますので、これからの社会の中で、今、小中学生の子どもたちが大人になったときには、日本人以外の多様な国籍を持つ人と一緒にチームをつくって仕事をしていく、当然そこではコミュニケーションが大事ですし、そこから持ち合わせた知識などを生かして新たなものをそこからつくり上げていく、そういったときには、より本市が目指そうとしている国際性、あるいは国際的に通用するコミュニケーション能力というものは必ず役立つものになっていくんだろうなと、このように思っておりますので、今現在取り組んでいるものをさらにその先を見据えてしっかりと進めていきたいと、こう思っております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） ぜひ、さらに生徒たちの希望をかなえながら進めていっていただきたいと思えます。

ことは全国学力テストがあって、県や市の一

斉テストも拡充され、子どもたちはテスト漬けの日常を送っています。

国は、過度に競争主義的な教育を改めるよう、国連から繰り返し勧告を受け続けています。市は子どもの権利条例を定めました。この条例に沿った教育を求め、この項の質問は終わります。

続いて、4番目の指定生乳生産者団体制度の廃止についてです。

生乳生産に大きな影響を及ぼす指定生乳生産者団体制度を廃止するという改革が規制改革会議によって掲げられました。本市の対応と考えを求めるものです。

(1)です。本市が、市の基幹産業と位置づける酪農を守り発展させるためにどのように捉えているか、市の考えを聞かせてください。

(2)です。市として生産者団体と連携し、国への要請は考えていますか。

以上、2点について考えを求めます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 高久好一議員の指定生乳生産者団体制度廃止について、私からお答えを申し上げます。

初めに、(1)の市の基幹産業と位置づける酪農を守り、発展させるため、どのように捉えているかについてお答えを申し上げます。

本市の酪農を取り巻く状況は、経営者の高齢化や後継者不足などにより酪農家が減少傾向にあり、担い手の確保や酪農経営を維持していくための自給飼料の確保、生産コストの低減、経営の効率化を図る必要があると考えております。

そうした中で、指定生乳生産者団体制度の廃止が政府の規制改革会議で提起されたわけですが、生乳は日もちせず、日々需要も供給量も変

動をする特性があることから、指定生乳生産者団体の果たしている乳業メーカーとの調整や、牛乳等の飲料向けとチーズ等の加工向けへの配分調整等の役割は大きいものがあると捉えているところであります。

次に、(2)の市として生産者団体と連携し、国への要請は考えているかにつきましては、政府の規制改革会議の動向などを見きわめながら、情報の収集に努めるとともに、関係団体等との連携を密に図り、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

再質問をしていきたいと思えます。

生乳指定団体は、酪農家と連携する大変重要な役割を担っている組織というふうに受けとめました。答弁の中にもありましたが、指定団体の3大機能は、乳価交渉力の強化、広域需要調整による販売力の強化、そして集送乳コストの削減です。

生乳は毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性がないという特性から、短時間のうちに乳業メーカーに引き取ってもらう必要があり、酪農家が価格交渉をする際に不利な立場に置かれています。このため、指定団体をつくり、より多くの酪農家から販売委託を受け、価格交渉を強化して乳業メーカーと対等の交渉をする必要があります。

こうした生産者指定団体を国は、指定団体を通じて加工原料乳生産者補給金を交付することにより、このような取り組みを後押ししています。そこで伺っていきます。

国から本市の酪農家に指定団体を通じて交付される加工原料乳生産者補給金とは、どのくらいの額がどんな割合で出ているのか、つかんでいたら聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 私からお答えさせていただきます。

加工原料乳の補給金制度といたしましては、それぞれバター、チーズ、生クリーム等、単価が決められておりますが、ただいま本市で幾らもらっているかという数字は持ち合わせてございませんので、お答えすることはできません。申しわけございません。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） わかりました。

国が指定団体を通じて行っている補給金について聞きました。高く売れる飲料乳も安く買いたたかれる加工乳も大きな地域で1つの財布にまとめて収益は酪農家で分かち合うことにしようと、この指定団体がつくられたと聞いております。よい制度として交付金を出しておきながら、今度はTPPを見込んだ大企業の利益拡大のために潰す、これが規制改革会議の攻撃の本質です。

規制改革会議の指定団体廃止方向は、酪農や生乳取引の実態を全く無視したもので、生産量の増加につながる可能性もあるどころか、大手メーカー、スーパーの買いたたきを許し、さらにTPPの受け入れ条件づくりを狙ったもので、到底認められません。

さらに質問を続けていきます。

規制改革会議の求める指定団体廃止は、参院選を意識してかトーンダウンして抜本的改正とだけかえてきました。そこで伺います。

指定団体の廃止や抜本的改正が行われた場合、本市の生乳生産日本一にどのような影響が出ると想定されていますか。市の考えを聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 規制改革会議で一旦提起をされたこの件でございますけれども、取り下げとはいかないまでも、ちょっと今トーンダウンした状況にあるということでありまして、先ほど私から答弁を申し上げましたとおり、推移をきちっと見守りたいというのがまず第一の考え方でございます。

今、この時点で私どものほうから国に対して要望等なりを行うというふうな状況には、今現在、私はないと思っておりますし、酪農家、そういったところと十分に調整を図りながら、今後の対応を見きわめていきたいと考えております。

それからまた、もう1点ありまして、どういった影響が出てくるのかというお話がありましたが、これにつきましても、いろいろな影響が出る可能性はないではないと思っておりますけれども、そういったものにつきましても団体、あるいは酪農家、そういった方々と十分に調整を図りながら、今後の対応について考えまいると思っております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

国へのほうの要請とあわせての答弁でございました。さらに質問を続けてまいります。

先ほどの答弁は、生産者の団体と連携してと、国の動向も見ながら進めていきたいというお話でございました。6日の相馬議員の答弁で市長は、本市の産業について、バランスよく発展していると答弁しています。

そこで伺っていきます。

（仮称）生乳生産本州一を生かしたまちづくり計画の策定について、第2次那須塩原市総合計画の部門計画として位置づけるとしています。また、酪農・肉用牛生産近代化計画では、県の示した数

字に合わせた市の計画を平成29年3月までに策定する予定としています。これらの計画は生産者団体と綿密な連携が欠かせません。計画の実施に向けた環境づくりと決意を聞かせていただきたいと思っています。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） まちづくり計画、今年度策定を予定しております。

議員おっしゃるように、当然各団体と綿密な連携を図るということで、既に各団体の方にもその中の委員に入っていて、協議を始めているというところがございます。

さらに、生乳生産本州一を生かしたまちづくり、2つの視点で見たいというふうに考えています。1つは、生産者側の視点、全く生産をどうやって振興していくのかという視点、もう一つは、生産されたその生乳をどういうふうに生かしていくか、6次産業化等を含めまして、その両方の視点から計画を練り上げて、畜産、酪農の振興に尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁をいただきました。

地域の生産者と協議を開始しているというお話でございました。2つの視点が示されました。生産をしていく生産者側からの視点と消費者側からの視点だったかと思います。

こうした計画が出る中で、乳業メーカーなどは極めて堅実な利益を上げているという報道がされています。そしてそうした中でも、バター不足の問題、乳業メーカーではヨーグルトが非常にいい収益になっているというような、そういう報道もされています。

先ごろまで、那須塩原市は6次産業化というこ

とで酪農関係ではチーズに力を入れるような、そういう発言が続いていたかと思いますが、現在のところ、今市場で不足しているのは、非常にバターの問題が輸入をふやさなければならないという話がずっと報道され続けています。

そうした中で、那須塩原市の計画の中には、その6次産業化の中でバターの位置づけというのはこの規制改革会議の中でも抜けている視点と、こう指摘されています。そういった点、市のほうはどのように捉えているのでしょうか、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員に申し上げます。通告よりちょっと外れている面があるので、まとめて、通告に従った中で再質問をするように心がけていただきたいと思っています。

11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） それでは、生乳生産本州一を生かしたまちづくり計画、生乳生産者団体とあわせながら、こうしたまちづくりをしていくには、いずれにしても、しっかりと本市の生乳生産本州一を守り、維持、発展させる、そういう立場が必要です。

その中で、大きな重要な位置を占める生乳生産者団体、これを維持、発展させるために先ほど申された2つの視点で協議をとというお話がありました。このところ、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思っています。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 先ほど、部長のほうからも答弁がありましたですけれども、生乳の本州一を維持していくため、これからもやはりこういったものを発展させるための施策として、まず生産、そして加工という部分が、視点2つ申し上げたかと思いますが、加工については、やはり付加

価値をどうつけていくかという問題がまずはあるというふうに思います。

市内の中でも、任意のグループではございますけれども、チーズをつくるというようなことで活発に活動をしていらっしゃる団体もありますし、こういった団体をどういうふうに今後まとめていくか、那須塩原市としてどういった対応をこれから図れるのか、その辺のところも十分に研究をしていきたいというように思っております。

また、先ほど議員のほうから、バターの輸入の件が出ましたですけれども、つい最近緊急にまた、6,000トン輸入をしたいというような記事が載っておりましたですけれども、その辺のところは国、それから農林水産省等々との連携の中で、国民生活に支障の出ないようなきちんとしたやはり方策、そういったものをとっていただくようにこういったものについては、これからも私どものほうとしてもお願いをしていきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

加工の部門で国、生産者とも連携をとりながら、バターの件についてもしっかりと連携をとって対応していきたいということでございました。

ぜひ、やはり那須塩原市として、基幹産業として位置づける生乳生産本州一を生かしたまちづくりは市の総合計画の産業の大きな位置を占めるものです。そうした中での、現在の政治的な立場、生乳生産者団体、酪農家の立場と、ここをどうしたら維持、発展させることができるかという立場でこの4番目、質問いたしました。

ぜひ、これからも指定生乳生産者団体がしっかりと重要な位置を占めるという答弁もいただきましたので、この位置をしっかりと維持できるよう、市のほうも力を注いでいただいて、那須塩原市の

生乳生産がさらに日本一を維持できるよう求めて、この項の質問を終わります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員に対する答弁漏れがございますので、教育部長の発言を許します。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 先ほど、就学援助のご質問の中で一部答弁を保留させていただいたものがございました。

学校保健安全法の施行令の関係で、医療券の対象となる疾病はどういったものがあるかということで、虫歯以外にトラコーマ及び結膜炎、それと白癬、疥癬及び膿痂疹という、いわゆる皮膚病の関係です。それと中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイドというようなものがこの医療券の対象になっているということでございます。大変失礼いたしました。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、11番、高久好一議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 金子哲也 議員

○議長（中村芳隆議員） 次に、18番、金子哲也議員。

○18番（金子哲也議員） 18番、金子哲也。

1番、ネオニコチノイド系農薬の使用について。
ニホンミツバチが大量死し、果実や野菜の受粉に全国的に大打撃をこうむるニュースが報道されました。ところがこれは、日本だけの問題でなく、世界中でこの問題が大問題になっていました。

一般にこの農薬は田んぼのカメムシやウンカを防除するためにヘリコプター散布をしているようですが、この問題に取り組んでいる水野玲子氏の言葉をかりれば、この本がそうなんですけれどもその彼女の言葉をかりると、この農薬は放射性物質のように目に見えず、においはないと、だから、どれだけこの毒物が日本の野山を覆い農作物を汚染していても誰にも気づかれない。しかし、今ではこの目に見えない毒物が米や野菜などのほとんどの食べ物はおろか、住宅建物や家庭菜園やペットなど、私たち日本人の生活の隅々まで浸透している。そして、それがほぼはかり知れない影響がわかるのは、恐らく数十年先のことだろうということで、昆虫を初めとして、小鳥や小動物が減少しているという。世界中の科学論文から、ネオニコチノイド系の浸透性農薬が生態系全体にはかり知れない影響を及ぼしている可能性を警告しています。

被害は子どもの生育にも波及し、ADHD（注意欠如・多動性障害）や自閉症など、発達障害のリスクが取り沙汰され、農業従事者にはパーキンソン病を初めとする神経難病が多発しているという。

この問題を全国「おすすめの移住先25選」について先ごろ選ばれた那須塩原市がほうっておいてもよいのだろうか。ネオニコチノイド系農薬のヘリコプター散布をこのまま放置しておいてもよいのだろうか。減農薬のための何らかの手を打つ必要があるのではないかとお伺いいたします。

(1)ネオニコチノイド系農薬に関し、以下の点に

ついて当市はどのように把握しているか。

①農家や営農集団等での使用状況は。

②ヘリコプター散布はどのようになされているのか。

③ヘリコプター散布の近隣へのお知らせはどのようになされているのか。

(2)ミツバチやその他の被害の情報はあるのか。

(3)学校給食に使用される米や野菜にネオニコチノイド系農薬は使用されているかどうかについては注意がなされているかどうか。

(4)那須塩原市として、何らかの減農薬を奨励する施策はあるのか、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 金子哲也議員のネオニコチノイド系農薬の使用について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の①農家や営農集団等での使用状況についてであります。ネオニコチノイド系農薬は、水稲や野菜、果樹等の栽培のほか、ガーデニングなどに広く使用されている状況にあります。

幅広い用途の商品展開がなされていることから、農家や営農集団、一般家庭など、さまざまな場所、場面で使用されていると考えております。

次に、②のヘリコプター散布はどのようになされているのかについてですが、方法は大きく分けて2通りございます。

病害虫防除協議会が農家の方の意向を取りまとめて実施する一斉散布と、個別の農家の方が業者に委託して実施する個別散布でございます。

次に、③のヘリコプター散布の近隣へのお知らせはどのようになされているのかにつきましては、一斉散布につきましては、病害虫防除協議会において散布の実施予定日時を自治会の班回覧でお知

らせをしておりますが、個別散布については把握していません。

次に、(2)のミツバチやその他の被害の情報はあるかについてですが、本市においては、この農薬が原因とされたミツバチ等の被害の情報は把握していません。

次に、(3)の学校給食に使用されている米や野菜にネオニコチノイド系農薬は使用されているかどうかについて、注意がなされているかについてお答えをいたします。

出荷者である農協等において、防除履歴の確認、残留農薬検査を実施し、国で定めた基準値以内のものを出荷していることから、特別な取り扱いはいたしていません。

最後に、(4)の那須塩原市として、何らかの減農薬を推奨する施策はあるのかについてお答えをいたします。

年々、環境や健康に対する意識や関心が高まる中で、本市においても減農薬、減化学肥料による農作物の栽培を促進するため、国の環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、環境保全効果の高い営農活動を推進しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

○18番（金子哲也議員） ミツバチの被害というのが全国にありまして、その被害状況をちょっと報告しますと、岩手県盛岡市、2005年の夏に飼っていたミツバチの半数以上に当たる2,000万匹以上がひっくり返って死んでいた。また、岩手県全域で被害は同時多発的に起きました。

薬品メーカーに言わせれば、この農薬は、人間には従来の有機リン系農薬の3分の1以下の悪影響しかないよといううたい文句で益虫であるクモとか魚類には、実験室では安全性が確認されているということです。また、この農薬の使用基準の

注意書きには、蚕とミツバチのいる地域では使用しないようにとはっきり印刷をされているということで、しかし明らかにこの農薬の注意書きは守られていません。実際、守ることができないんですよ。このとき、8月9日から20日にかけてわずか10日間の間に772群のミツバチが死亡しました。

それから、長崎県の対馬市では、2014年5月に自分の飼っているミツバチの様子がおかしい、幼虫を巣から引きずり出して捨ててしまうと、巣箱に蜜がたまらない。蜂が産まれてこない。2015年5月、ニホンミツバチは対馬にほとんどいなくなると、調べてみたら水田にネオニコチノイドのスタークル剤が散布されていたと。

それから、秋田県男鹿市、2003年より新たに松枯れ予防剤としてネオニコチノイド系のエコワンスリー、フロアブルやマツグリーンが野山や海沿いの松林にまかれたと、水田にはカメムシ予防のためのスタークル剤がまかれ始めて10年になります。トンボ、ブヨ、蚊、蟻、アブラムシなどがほとんど姿を消した。花粉を媒介する虫たちが消えたので、野山で花は咲くが実はならない植物も多く見られるようになった。海ではハマグリやコウナゴが減り、魚や貝類もめっきりとれなくなった。ミツバチはほぼ全滅し、廃業寸前であるという報告があります。

これが、そのときのミツバチの死んだ様子です。これは、テレビなんかでも何回も報道されています、こういう状態で。この3つの小さい写真は、NHKのクローズアップ現代でもこのネオニコチノイドの関連のニュースが30分間放映されました。そして、ミツバチの死んでいく姿が放映されました。こういう状況が至るところで、日本全国で繰り返されています。

兵庫県の丹波市、2010年6月、丹波地方で数百万匹のミツバチが大量死しました。某養蜂場の飼

っていたミツバチ120群がほとんど消えました。蜂は必ず巣に帰ってくると、急にいなくなるということはあり得ないんです。ネオニコチノイド系は、蜂の脳に作用して蜂が帰れなくなってしまうと。

それから、北海道の和寒町では、2010年夏から広大な北海道でミツバチの大量死が繰り返されていたと、水田のカメムシ予防のために農薬散布の翌日、50群のミツバチの4分の3が突然死にました。数百万匹のミツバチの死臭があたり一面を覆い尽くしてむせ返ったと。

長崎県の壱岐島、2008年6月のある日、そのときのことは思い出すのも恐ろしいが、家のすぐ裏の菊畑から巣に戻ってきた蜂が突然大量死した。ぼたぼたと空から蜂が落ちてきた。巣箱に帰り着く前に地に落ちて、のたうち回って、この大量死は3日ほど続いたと、そして家で飼っていた鶏も2羽死んでしまったと。

こういうのがたくさんあちこちであるんです。それでニホンミツバチ協会によると、長崎県で1,910群、それから三重県では1,050群、北海道では1,451群、岩手県で946群が農薬によって死滅しました。毎年約1万群が死滅しているそうです。

県北の養蜂場、ちょっと私も近所を回ってきたのですが、やはり蜂が10分の1に減ってしまったという養蜂場がありました。本当にこれは大変なこと、私も余り知らなかったんですが、大変なことになってきているなということを感じました。こういう状況というのは、執行部のほうでは情報はあったのでしょうか、ちょっとお聞きます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 情報があつたかということでございます。

全く知らないということではございません。私

どもといたしましても、そういう話は聞いておりますし、国においても同じような情報はあつて、農水省においても緊急検討はしているという状況でございます。

○議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

○18番（金子哲也議員） 多分、そういう状況なんです。どこでも大体そんな状況で、こんなにすごいことになっているというのは、なかなかどこでもわかっていないようですね。

それで半世紀前にレイチェル・カーソンが警告して、小鳥の鳴き声が聞こえないと、地球上の自然環境を本当に危惧して「沈黙の春」という本を出しました。これがそうなんですけれども、それで世界中に大センセーションを巻き起こしました。人間は生き残れるのかという環境問題を取り上げたんです。その後50年たつたんですけれども、ある程度みんながそれに気がついた面があつて、例えばDDTは禁止だとか、有機塩素系農薬は大部分禁止だとかということで禁止したりして、大分それはおさまってきたんですが、今それが第2の沈黙の夏ということで、「沈黙の夏」という本を出している人がいまして、そして、この有機リン系農薬にかわる新しい農薬、これが実現したと。これがネオニコチノイドの農薬だと。そして米、果物、野菜が、今はほとんど全てと言っていいほど、このネオニコチノイド系農薬が使われている。米、野菜だけでなく、ミカンでもブドウでも、ほとんどの果物にこの農薬が使われ、その作物残留が見られると。

そして、国のこの農薬の残留基準が極めて緩いんです。農作物の流通の妨げにならないように、規制が限りなく甘く設定されているようです。

例えば、お米の場合は、最初に種をまいて育苗箱のときには、ネオニコチノイドの粒剤を田植え前に稲の箱に散布するのが全国的に行われている

そうです。そして6月から8月、稲の穂が出る時期に再度、ハンテンカメムシの除去のために、ミツバチの敵である薬剤のダントツ、それからスタークル、これが無人のヘリコプターで散布されるそうです。

そして、野菜栽培にはこのネオニコチノイドだけではなくて、多くの薬剤が使用されているそうです。キュウリの場合でも、植えるときにアトマイヤ粒剤を、アブラムシ、コナジラミ対策としてモスピラン水溶液、ベストガードが使用されます。それから収穫までの間に、別系統の殺虫剤が7種類から8種類も使用されているということです。これらのネオニコチノイド系農薬は、全て国から許可されているものです。堂々と使えるものばかりです。

そのほか、ゴキブリ、シロアリ、住宅木質建材の合板材ののりの中に、家屋が虫食いにならないように、のりの中に使われているんです。

また、松枯れ予防のためのヘリコプター散布に至っては、本当に恐ろしいものを感じさせられます。

船瀬俊介の沈黙の夏と、今のこれによると、有機リンの代替えとして登場したネオニコチノイド系農薬は、哺乳類には毒性は低くて、虫に効くと。一番新しい世代の殺菌剤として、画期的な農薬となりましたということを農薬メーカーは言っているんです。

ネオニコチノイドの神経毒性については、蜂が方向感覚を失うなど、神経に効くことは確かだそうです。沈静化する性質なので、人間も吸った場合に神経系がやられる。蜂と同じく沈静化しておとなしくなってしまうんです。興奮する有機リン系の薬とは正反対です。神経伝達を阻害するので、神経麻痺を起こしてしまうと。そして動けなくなって、蜂は餓死すると。蜂の中樞神経を直撃して、

神経回路を遮断して方向感覚を失ってしまう。そして野原やそういうところで餓死していくと。そして、人間の引きこもりやうつ病は、神経活動が抑制麻痺したときに発症すると。心の病が多発している現代社会において、このネオニコチノイド農薬大量普及と無関係とは言い切れないと、多くの科学者が言っています。

新農薬使用上の注意として、蚕とか蜂を飼っている周辺では使用してはならないと、注意書きが書いてあるそうです。しかし非現実的であります。散布すると数キロ四方まで拡散するので、農薬の核兵器だというふうに例えられています。養蜂家にとって、悪魔の農薬であります。養蚕地帯では、散布されたら桑の葉が汚染されて、それを食べた蚕は間違いなく即死する。産業昆虫を絶滅させる農薬は、農業構造を破壊するものであり、本来許可されてはならないのではないかというふうに疑問視されています。

農業大国フランス政府は、フランス最高裁判所がその事実に気づいて、最高裁判所が全面禁止を執行しました。しかし日本では、規制の動きすら感じられなくて、逆に農業界はこの農薬を次世代のスーパースターとして、熱い視線を送っているというのが現状です。

これは、2009年に山田養蜂園が新聞の全面広告、これは読売新聞ですけれども、全面広告をしています。今、世界中のミツバチが沈黙の警鐘を鳴らしています。これ2009年です。それから、これは記事ですけれども、日本経済新聞で「ミツバチはどこへ消えた」ということで大きく取り上げています。新聞や何かでも、かなり今取り上げられています。ミツバチだけの問題として取り上げてしまっているの、余り重要視されていないのか、傾向にあります。ほかに影響はないのではないの、というふうな感覚で見ている場合が

非常に多いのではないかと思います。

それでは、海外の事情を報告しておきます。海外ではどうなっているのか。2013年にEUでは、農業3成分の一時使用中止を決定しています。欧州食品安全機関は、農業2成分が子どもの脳神経の発達に悪影響を及ぼすおそれを指摘して、中止しています。また国際自然保護連合の専門家たちは、世界中の800人の科学者の論文から、ネオニコチノイド農薬などの浸透性農薬が、生態系全体にはかり知れない影響を及ぼす可能性に警鐘を鳴らしています。800人の論文が出ていますが、これは確実な証拠にはまだなっていないんです。論文で取り上げられているだけです。

それからフランス。1994年にネオニコチノイド系の農薬、種子処理用製剤であるガウチョをヒマワリで使用を始めると、間もなくミツバチに異変が目立ち、異常行動や蜂蜜収量減少と死亡率上昇が重なって、その調査の結果、ヒマワリ畑の花や土壌からガウチョの成分が検出されて、フランス農林省は1999年1月にガウチョのヒマワリへの使用を2年間禁止しています。疑わしきは使用せずという予防原則に基づいて、フランスは禁止。そしてその後、2年後に再度禁止しています。それから2年後に、また再度禁止しています。それで今も続いています。そして2003年3月、フランスのミディ・ピレネー地方でミツバチの大量死があって、死んだミツバチから、やっぱり浸透性農薬フィプロニルが検出されて、2004年フランスで即刻フィプロニル製剤の使用は全面禁止にされました。

そして、ドイツは2008年5月、南西ドイツの小都市ラインタルで、3億から5億匹のミツバチが死滅しました。ドイツ連邦消費者保護食品安全庁は、菜種やトウモロコシに使用されるネオニコチノイド系農薬を含む、種子処理の登録を一時停止

しました。一時的にすぐ停止するんです。

イタリアは、北部及び北東部のトウモロコシの作付地域で、毎年トウモロコシの種をまくと、ほぼ同時に、決まってミツバチの大量死が起きました。養蜂家はネオニコチノイドが原因だと繰り返し主張したのですが、科学的証明ができないんです。そして無視されて、養蜂家たちはそれでも負けずに、科学的なモニタリング調査を公表し続けたんです。その結果、イタリア政府がやっぱりフランス、ドイツに倣って、クロチアニジン、チアメトキサムと、それからイミダクロプリドによるトウモロコシの種子処理を全面的に禁止した。その後ミツバチは、昔のように巣箱に元気に暮らしていて、ミツバチは復活したということになっています。

オランダは、2014年3月議会で、EUの規制措置は甘過ぎると、不十分として、全てのネオニコチノイド農薬、フィプロニルを全面的に禁止する議案を可決しました。本当にこれはすごいことになっているんです。みんなにこれはぜひ知っていただきたいなと思います。

農薬の健康への影響として、アメリカのデータです。アメリカや中国や韓国でも、この農薬の中止、禁止、一部中止とか、いろいろやっています。

それでアメリカでは、いろいろ健康への影響ということで、アルツハイマー病の多くの研究で、農薬の神経系への影響を指摘しているんです。それからぜんそく、これが原因だということがいろいろな形で発表されているんですが、41の研究が、ぜんそくと農薬の関連を示唆しているんです。カリフォルニア州では、4,000人の学童の調査によって、1歳までに除草剤に暴露された乳幼児、除草剤に遭った子どもですね、とそうでない子どもを調べた結果、除草剤を浴びた子どもは4倍以上もぜんそくが診断されているんです。

それから発達障害と学習障害、子どもの発達障害がすごく多く見られると。多くの専門家が、毒性物質が子どもの脳神経の発達に悪影響を及ぼしていると学者が信じています。子どもの発達の大切な時期に農薬にさらされると、決定的な影響を被ると。

それから、ADHDは注意欠如・多動性障害と言いますが、そのADHDの子どもは、そうでない子どもと比べて、尿の検査をすると農薬代謝物が10倍も多いというのが明らかになっています。

それから、パーキンソン病です。これは大人がかかるんだと思うんですけども、研究者は農薬の暴露とパーキンソン病との関連を繰り返し指摘していて、パーキンソン病も1%ぐらいは遺伝的因子でなるということが言われているんですが、遺伝子と農薬の相互作用によって、重大な影響があるということで注目しています。

それから、日本では1980年から2013年の33年間に、パーキンソン病の患者が、前は7,820人だったものが、12万6,212人と16倍に増加しているんです。問題はパーキンソン病に限らず、数十もある神経難病やそのほかの原因不明の難病が、例えば重症筋無力症は7倍にふえています。それから筋萎縮性側索硬化症は10倍にふえています。それから多発性硬化症は18倍にふえているということが言われています。

ネオニコチノイド系農薬が、昆虫の神経系をターゲットにして開発されているので、人間への影響が本当に危惧されております。

これまで述べてきたネオニコチノイド系の農薬問題は、農林課、農業生産に伴う農業問題ということで、どうしても農業だけに絞られてしまいがちなんですけども、これは農業問題だけではなくて、私はこの問題は、むしろ環境問題だと、環

境問題で捉えるべきだと思っております。

そして、環境問題として捉えたときに、市としてはどのように考えて、今後どのように取り組むつもりかお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 環境問題としてどう捉え、どう取り組んでいくかについてお答えをいたします。

ネオニコチノイドにつきましては、議員ご指摘のとおり、家庭用殺虫剤であるとか、シロアリ駆除剤、または住宅建材にと、生活環境の中での使用が広範囲に及んでいるところであります。

人体への影響につきましては、まだまだわからないところが多く、直ちに使用を全廃することは難しい状況であることから、国等の動向を注視しながら、引き続き情報収集に努めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

○18番（金子哲也議員） それで現状だと思えます。子どもを農薬から守るということで、先ほどもちょっと言いましたけれども、この農薬がゴキブリの殺虫剤、それからコバエの殺虫剤、それからペットのノミとかダニとかの殺虫剤、それから家の周りの除草剤、幼い子どもへの虫よけ剤、それから床下のシロアリ駆除剤とか、そういうたくさんのもに含まれているんです。もう本当にどうやって子どもを守るかという問題がここにあるわけです。

ネオニコチノイド系農薬の災いは、ミツバチだけにとどまらずに、トンボ、チョウ、セミ、ホタル、サワガニ、ドジョウ、メダカ、カエル、トカゲ、ヘビ、スズメ、今スズメがすごく少なくなっていますね。ツバメも少なくなっている。鳥類にまで影響してきています。そして、それがまた人

間にもじわりじわりと迫ってきています。自然界の循環が本当に壊されてきているんです。

長野県上田市の保育園で、ふだんはきちんと行動している子どもが、急に落ち着きをなくして大声を出して走り回りだしたんです。10人の園児のほとんどが、腹痛や頭痛を訴えて大混乱になりました。そうしたら、すぐ近くでヘリコプターの農薬散布があったということです。

それから、茨城県の龍ヶ崎市では、2008年夏に、空中散布のヘリコプターの音が響いた後、30代の娘の体調が急変してふらふらになって、家に倒れ込んできました。激しい手足のしびれと頭がボルトで締めつけられるような痛みを感じて、救急車で病院の集中治療室へ運ばれて、命の危険な状態が何日も続きました。担当医は、農薬予防協会に連絡して薬剤名を問い合わせ、農薬中毒と断定しました。

これで思い出すんですけれども、栃木県でも、たしか大分前ですけれども、南河内だったと思いますけれども、農薬散布の後、道を歩いていた女子高校生かな、2人が倒れて、そういう事件がありましたよね。群馬県前橋市では、2004年春から夏にかけて、連日農薬中毒と見られる患者が押しかけて、待合室が患者であふれかえったというんです。これまでの有機リン解毒剤として使用してきた薬剤に対して、全く違う反応を示したと。見えないところで、予想もしなかったネオニコチノイド散布が始まっていたということです。そういう報告があります。

それから、残留農薬基準ってさっきも出しましたが、イチゴでは残留農薬基準が、日本では3.0なんです。ところがEUでは0.5に制限しているんです。そうすると日本は6倍甘いんです。それからブドウに至っては5.0なんです。そしてEUでは0.2までしか残留濃度というのを認めてい

ないんです。そうすると、日本は25倍まで認めているという。そしてキュウリ、キャベツ、こういうものにもみんな、キュウリは2.0、そしてEUは0.3、キャベツは、日本は3、EUは0.7という基準でやっています。

そういう状況の中でちょっとお伺いしますけれども、小学校などに最近視察に行くと、〇〇学級の子どもたちが非常にふえているような気がするんですけども、その辺の状況はどうなっているかお伺いしたいと思います。

[発言する人あり]

○18番(金子哲也議員) 特別支援学級。すみません、間違えました。特別支援学級です。

○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長(伴内照和) 小学校の特別支援学級の状況ということで今ご質問があったわけなんですけど、いろいろな症状を有する子どもたちがその対象になってくるかと思えます。

ここ数年の動向を見てみますと、全体の子どもたちの中で3%前後で推移しているというのがここ数年の状況ですので、特にふえているとか、減っているとか、そういったような結果は出ていないのが現状です。

以上です。

○議長(中村芳隆議員) 18番、金子哲也議員。

○18番(金子哲也議員) わかりました。

そういうことで、急激にそんなにふえていないけれども、これから10年後、20年後、30年後を見据えると、それは本当に様子を見ていかななくてはならないのかなと思います。

それで、ミツバチの大量死については、昨年9月、佐藤一則議員が一般質問をしています。そのときの議会答弁の中で、ネオニコチノイド系の農薬が疑われてはいますが、因果関係については調

査研究中であると。大量死の原因と断定づけるまでには至っていませんと。またこの農薬はカメムシ防除に使われて、人体に対してはとか、水生動植物に対しての被害が少ないので、それが特徴だと言われているので、したがって、働く人の健康とか、あるいは食べる人の健康、そういうのには影響がないだろうと。あるいは下流部にある河川の影響を考えた場合も安全度が非常に高いという答弁をいただいているようです。

しかし、厚生省から言われている、この農薬が被害が少ないとか、安全度が高いというのは、そのままのみにすることはできない状況です。

余談ですが、たまたまこのたび、我々勉強グループが、この農薬問題に取り組んでいる、「新農薬ネオニコチノイドが日本を脅かす」という本を書いている水野玲子先生を那須塩原市に呼んで、7月10日にアジア学院を会場に勉強会を開くことになっていますので、ぜひ詳しい話を聞いてもらえればありがたいなというふうに考えています。

この3月に、五峰クラブで山形県の米沢市かいわいにある置賜地区というところ、それから高畠町に、有機農業の視察をしてきました。そして、そこでお話ししてくださった吉田康平さんのその情熱的な話には圧倒されたんですが、1997年に有機農業推進メンバーが高畠町で1,000人も集まったというんです。しかも、事務局は町の農林課が担当して、そして全面的に支援しているということでした。また、たまたまここでは、西那須野アジア学院の生徒十数名を、毎年夏の間、泊まり込みで受け入れて、有機農業の実習をしていただいているというので驚きました。高畠町では、学校給食にも力を入れていて、学校農園を持って、お米も子どもたちがみずからの手で育て、体験と食育、食文化、それから生産の苦労と喜びと感謝を育んでいると。学校で取り組みを行っているとい

うことで、こういう有機農業がどんどんあちこちで進んできています。

身近なところでは、先月末ですけれども、若松議員の伊田野の田んぼ、そこに呼ばれて行ったら、大学生が20人ぐらい来ていまして、そして、あとは国際交流員のアリス・パッキエと、それから元ALITのジョーが来ていたりして、田植えをしました。そこでその田んぼに、何とアカハライモリが泥の中うじゃうじゃいるんです。手ですくえば、一遍に何十匹もすくえるほどもうようよ、そしてカエルもたくさんいて、なるほどこれが無農薬の田んぼなのかというふうに感じてうれしくなりました。

そういうことで、埼玉県小川町の下里地区では、近代農業とは正反対の循環型の農業に、牛は放牧、それから鶏は平飼い、アイガモの草取り、たった1人で有機農業を始めたんです。ところが次第に集落中の人仲間に入れてほしいと加わって、下里地区全戸が無農薬の米、小麦、大豆を栽培して、2010年度全国村づくりの部門の天皇杯を受賞しました。

群馬県渋川市では、2014年に環境や健康への影響が懸念されているネオニコチノイド、有機リンなどの農薬を使用しない農作物を生産する新たな農法、選別農薬農法を開始しました。学校給食にも、それら農法で栽培された食材を提供しているということです。

それから、宮城県のあいコープみやぎでは、米、野菜、果樹のネオニコチノイドの削減を目指した動きを始めました。

また、民間から始まった脱ネオニコチノイドの取り組みとしては、何とすぐ近くの栃木県の民間稲作研究所による5割以上農薬を削減するということで、特別栽培ネオニコチノイド認定、認定するんです。そういう認定方式が注目されて、いろ

いろ工夫した有機農業があちこちで見られます。

これら、熱心な農業者を中心に、有機農業が少しずつ広まりつつあるように思われます。農業が悪い印象を残すのではなくて、ほかの産業の基盤となるような、リードしていくような、そういう方向に農業が向かっていけば、それこそ後継者もあるし、そういうことに国も自治体も、本当に力を注いでいかなければならないときだなと思っています。

誇りを持てる農業、心ある農業、そして考える農業、それを目指さなければ、本当に農業が減びてしまいます。ネオニコチノイド系農薬については、すぐにも研究し取り組まなければ、手おくれになる問題であると思います。

那須塩原市が、10年後も20年後も住みたいまち、住みやすいまちを目指すならば、我々議員も市の執行部も力を合わせて、ミツバチが飛びかたり、それからトンボや蝶が飛びかたり、小鳥がさえずる、その自然環境を20年後も30年後も守っていいようではありませんか。今ここで手をこまねいているわけにはいかないと思います。100年後も那須塩原市の安全で美しい、そして生きた自然を守るために、市長、副市長、陣頭指揮をひとつお願いします。よろしくをお願いします。

私の質問を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 最後に金子議員に確認をします。

一部不適切な発言がありました。訂正することです。よろしいですか。

○18番（金子哲也議員） あったら訂正しますが、どこの部分でしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 特別支援学級を〇〇学級と。

○18番（金子哲也議員） すみません、間違えました。すみませんでした。訂正いたします。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、18番、金子哲也議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時58分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 若 松 東 征 議 員

○議長（中村芳隆議員） 次に、19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 一般質問を始める前に、私ごとですけれども、去年の6月27日に心筋梗塞で倒れ、それ以来、初めての質問かと思えます。今現在、治療中ではありますが、万が一何かを催したときには、ここに薬を持っていますから、これを舌の下に入れてもらいたいと思います。

主治医の先生では、もって半年かなというのが半年もって、余り無理すると1年もたないよと言われて、間もなく1年になりますけれども、検診のたびにいつも言われる言葉が「若松さん、あなたは今まではダンプカーのエンジンだったけれども、心臓は。今は中古の軽トラックの今にもとまりそうな心臓のエンジンを持っているんですからね」と言われました。その人間が、何とか修理しながら、きょうここに立てることは本当にうれしいことでもあります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回は、ちょっと数が多くなりましたけれども、

高齢福祉課、子育て支援課、商工観光課、環境管理課、道路課、それから学校関係と、幾つかの分野に分けて質問したいと思います。

初めに、第1回目の質問に入ります。

地方分権改革について。

国が地方のやることを考え、押しつけるという、戦後続いてきた中央集権型行政システムは、もはや捨て去るべき画一的な一律主義の排除が必要ではないかとして、国民・住民が行政のあり方をみずからの責任でみずから決定し、制御できるようにするための地方分権を目指すべきなどの考え方が示されました。

役割分担の見直し及び事務の配分に当たっては、基礎自治体を優先すべき国と地方の役割分担を確立するとともに、国・地方を通じ、無駄と重複を排除した、スリムで効率的な行政を実現すべきなどの考え方が示され、政治のリーダーシップによる地方分権改革を強力に推進する体制を構築し、改革関連施策を確実に実施すべき地方公共団体において、自らの行政運営に対する住民の信頼を絶えず確保し得るような取り組みを、常に心がけるべきと思うが、次の点について伺います。

(1)介護保険制度について。

①制度改正について。

②低所得者対策について。

③介護サービス基盤整備、ここにちょっと入れてもらいたいのが「人材の確保について」。

介護サービス基盤整備、人材の確保について。私ちょっと忘れたものですから。

(2)少子化対策について。

子ども・子育て施策についての支援新制度の実施について伺います。

(3)雇用対策について。

①地域雇用対策について。

②若者雇用対策について。

(4)社会福祉施策について。

①認知症対策について。

②訪問型の医療、介護サービスなどの普及促進の地域包括ケアシステムについて。

③地域で暮らすための環境整備への支援について。

(5)環境保全施策について。

地球温暖化対策について、再生可能エネルギーの導入などの財政措置を初めとする支援体制について。

これで第1回目の質問といたします。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 1の地方分権改革について、保健福祉部からは(1)及び(4)についてお答えを申し上げます。

初めに、(1)の介護保険制度について、順次お答えを申し上げます。

①の制度改正についてですが、介護保険法は、平成5年度から始まる第1次地方分権改革の期間中の平成9年に成立し、保険者である市町村に自己決定・自己責任が求められたことから、地方分権の試金石と言われました。

主な改正としては、平成18年度に地域密着型サービス、地域支援事業及び地域包括支援センターが創設され、平成24年度には、地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の制定に関する権限が移譲され、直近では、平成28年度から、定員18人以下の通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行に伴う指定・指導監督の権限が移譲されたところであります。

次に、②の低所得者対策についてですが、保険料に限ってお答えいたしますと、平成26年成立の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推

進するための関係法律の整備等に関する法律」において、低所得者の第1号被保険者保険料の公費負担による軽減が規定されたことから、本市においても、第6期高齢者福祉計画期間の平成27年度から、保険料第1段階に対して、保険料負担の軽減を介護保険条例に規定し、実施しております。

また、保険料を設定する際の階層につきましては、本市は従前から、国の標準より多い段階を設定し、現在の第6期計画においても、国の標準9段階設定に対し、本市は10段階として、よりきめ細やかな保険料設定を行い、所得による負担の公平化を図っております。

最後に、③の介護サービス基盤整備と人材整備についてですが、本市では、高齢者が住みなれた地域や在宅で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスを適切に利用できる基盤の整備を進めております。

第6期計画においては、計画策定前に実施する各種調査等で、市民や事業者の多くから必要性が求められていた「多床室の広域型特別養護老人ホーム」の整備について、栃木県と調整をし、計画に計上するなど、市民のニーズや高齢者の実態等を考慮した基盤整備並びに人材整備を含めまして計画をしているところでございます。

続きまして、(4)の社会福祉施策について、順次お答え申し上げます。

初めに、①の認知症対策についてですが、国は平成27年1月に、「認知症施策推進総合戦略」、いわゆる「新オレンジプラン」を策定し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進しております。

本市では、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を理解・応援する人の拡大を図る「認知症サポーター養成講座」などの開催のほか、平成27

年度には、那須郡市医師会、那須塩原市、大田原市、那須町が協力して、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを説明した「認知症ケアパス」を作成いたしました。

今後は、ケアパスの活用の推進のほか、平成30年4月を目標に、専門の医師、看護師、保健師等の複数の専門職が、認知症が疑われる人や、認知症の人とその家族に対し、初期の支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置、また医療や介護等のサービスが受けられるよう、医療機関等の関係機関へつなぐための支援や、認知症の人とその家族の相談支援等を担う「認知症地域支援推進員」の配置を行ってまいります。

次に、②の訪問型の医療、介護サービスなどの普及促進の地域包括ケアシステムについてお答えいたします。

地域包括ケアの実現のためには、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりが必要であります。

本市では、那須郡市医師会との連携のもと、今年度から、医療・介護の専門職等のネットワークの構築、課題の抽出、課題の解決のための「多職種連携会議」を7月から月1回開催し、体制づくりに取り組んでまいります。

最後に、③の地域で暮らすための環境整備への支援についてお答えいたします。

本市では、高齢者など、支援が必要な方が、住みなれた地域で自立した生活を送るために必要な公的サービス提供の充実のほか、昨年度から「地域住民助け合い事業」に着手し、地域で暮らす支援が必要な方に対する見守り活動等を、地域住民が主体的に取り組む自治会への支援及びその拡大を進めているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 続きまして、私のほうからは、子ども未来部所管でございます少子化対策についてお答えいたします。

本市では、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、全ての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進するために、27年3月に「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を策定し、さらに本年3月には、「那須塩原市保育園整備計画」を改定した上で、私立幼稚園の認定こども園への移行を初めとした子育て施設の整備や、その他の子ども・子育て支援施策を順次進めているところでございます。

これらの取り組みにより、本市における入園待ち児童の解消や、よりよい保育環境の構築に寄与するとともに、ひいては少子化対策にもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 続きまして、(3)の雇用対策についてお答えいたします。

①の地域雇用対策について、②の若者雇用対策については関連がございますので、あわせてお答えいたします。

本市では、地域産業の活性化と雇用の創出に向けまして、製造業を中心といたしました企業誘致や、IT関連企業を対象といたしましたサテライトオフィス誘致、また工場等の緑地面積率の緩和などを行ってまいりました。

また、厚生労働省栃木労働局との間で締結いたしました「雇用対策に関する協定」に基づいて、栃木労働局及び大田原・黒磯の公共職業安定所と庁内の関係各課で組織する「雇用対策運営協議会」を設置いたしまして、若者の雇用対策、U I

Jターンの促進、子育て中の人や障害者等への就業支援、産業振興と雇用創出・雇用確保の一体的な取り組みを柱といたしました施策の検討、協議を進めているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 私からは、(5)の環境保全施策についてお答えをいたします。

地球温暖化対策について、再生可能エネルギーの導入など、財政措置を初めとする支援体制についてですが、本市では、再生可能エネルギーを利用することで、地球温暖化の防止及びエネルギーの地産地消を促進するため、住宅用の太陽光発電システムの設置者を対象に、設置費用の一部を補助しており、金額は1kW当たり3万円で、上限が4kW、12万円となっております。

また、太陽光発電システムによって生み出された電力の自給自足による省エネルギー対策の向上と、停電時や非常時に電源が確保できることで、災害に強い地域づくりを促進するため、昨年度、住宅用蓄電池設置費補助事業を創設し、太陽光発電システムと連携した蓄電池を設置する場合に、10万円を補助しております。

今後も、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を促進することで、将来にわたり持続可能な低炭素社会を構築するため、財政的な支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 若松東征議員に申し上げます。

先ほど、介護サービス基盤整備、プラス人材の確保ということで追加訂正をされておりますが、通告制をとっておりますので、当日の訂正は認められませんので、自覚をしながら再質問をするようをお願いいたします。

19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） それでは、順次2回目

の質問に入らせていただきます。

ただいま、明確にいろいろと説明をいただきまして、十分計画どおり、また新しい事業もやっているんだなということがわかりました。

地方分権改革というのは、先ほど質問のほうにあったように、政治のリーダーシップによる地方分権改革の強力な推進の体制ということで新市長が誕生し、また新たな事業がここに生まれたのかなというものもありまして、含めて質問してみました。全国では、いろんな形でいろんな施策をしていると思います。

それで、1の(1)の介護保険制度については、①、②、③と関連がありますので、一括して2回目の質問に入らせていただきます。

先ほどる説明をいただきまして、ある程度了解もしまして、またいろんなことをやっているんだなということがわかりました。これはなぜかという、私は病気をしたために、いろんな方が訪ねてきて、お前は知っているかもしれないけれども、俺たちは知らないことがいっぱいあるんだという市民の声がかなりあったものですから、それを総合的にメモして行って、これだけ拡大されたわけでございます。

その中で、今随分担当課から聞きますと、すばらしいなど、これは将来の那須塩原もかなりいい方向に行くのかなというものを見つめて、2回目の質問に入らせていただきます。

国では、平成28年度予算では、基金介護分の積み増しが行われ、都市部を中心とした住宅施設サービスの整備の加速化、支援拡大として、前年度と同額の423億円のほか、27年度補正予算では921億円が確保され、2020年代初頭までに、約10万人分の在宅施設サービスの前倒しを上乘せ、整備の支援、用地確保が困難な地域における施設整備の支援の拡大を行うとされています。

本市では、こういうものをどのように捉えて、今後どのような計画でいくのか、もしわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） ただいまのご質問は、これから介護が必要な方への通所介護的なそういう部分での整備計画を、どのような形で進めていくのかというようなご質問かと思えますけれども、これにつきましては、市の総合計画及び第6期計画の中で、将来の高齢者人口の推移と、あとは介護が必要な方の人数等を勘案しながら、市内においてさまざまな介護施設というのがあると思います。特別養護老人ホームから養護老人ホーム、もっとお元気な方の施設、そしてグループホームなり、先ほど私どもが話をしましたように、平成28年度から、定員18人以下の通所介護施設事業所ということで、デイサービスなんかを行うところなんです、そういうところの整備につきましても、需要に応じた適正な施設の整備等について、計画を進めていくというような考え方で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） これからやっていくということで、大変ありがたく受けとめております。

ただ、こういう予算が全国的に出て予算化されたということで、新市長がよく言う、国・県の太いパイプ役ということが耳から離れないものから、そんな質問をしてみました。

ぜひ、こういうものをうまく利用しながら、那須塩原市独自の考えを計画に入れて進んでもらいたいと思います。この件は了解いたしました。

(2)の少子化対策について、先ほど子ども未来部長からいろいろ説明がありまして、わかりました

けれども、先ほど議長にもとめられましたけれども、少子化対策というものは、縦割りの中ではなかなかうまくいかないのではないかなと思います。行政等でいうと、窓口も結構歩かせていただきましたけれども、そういう予算化、それをちょっと縦横の連携をとれば、また別な面での少子化対策が生まれてくるのかなと思ひまして、先ほどちょっと入れましたのがカットされましたので、それはそれで、今回は質問の中に入れていないことにします。

近年、自治体間では、地方単独事業による減免措置の対象範囲が拡大される傾向にあると思うが、先ほど部長からいろいろ聞いたんですが、本市の考えが、また違うものがありましたら伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 議員の今のご質問の少子化対策に、全体的に市として取り組むべきだろうというのもあるかと思ひます。

今回、新たな総合計画を当然立てる中でも、その少子化対策については、当然のことながら、子ども未来部だけの施策で成立するものではございません。今回総合的な観点でということで、各部でそれぞれ答弁させていただいておりますが、全て市の施策の方向性に、それぞれぶら下がると思いますか、事業、政策が立てられているものでございますので、例えば少子化対策については、子ども未来部でしか考えないということではなくて、当然のことながら、横の連携、縦の連携を図りながら、今までもやってきたところでございますし、これからも当然そういう視点でやっていくことと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 少子化対策の前にやることあるんだなんていうと、また誰かの言葉を借りているようになりますけれども、少子化対策というものは、お互いに若い方たちが結婚をして、子どもを産んで、初めてそこにまざるのかなと思ひます。

そうするといろんな面で、雇用問題、それから子どものための施設、先ほど説明がありましたけれども、そういうものも含めた、一番最初のスタートラインも少子化対策に入るのかなと思ひます。今回の議案では、婚活の問題も取り上げてありますけれども、そういうものも含めたものを考えながらやっていくべきなのかなと思ひまして、そんなことを考えてみました。

ほかにいろいろ、医療問題もあったんですけども、私がちょっとつけ加えるのを忘れたもので、厳しい議長の指摘がありまして、この件は今回、(2)の少子化対策については、次回の質問で考えさせてもらうものとして、これは終わらせていただきます。

(3)の雇用対策事業について、先ほどる説明を聞きまして、いろんな事業をやっているんだなということがありましたけれども、確かに雇用というものがそこに生まれて、先ほどの少子化対策にもつながるのかなと思ひますけれども、これについても、国では平成28年度の予算で、地方創生に向けた取り組みの推進として、27年度38億円増の133億円が確保されたそうです。実践型地域雇用創出事業では、雇用情勢の厳しい市町村において、地域の創意工夫を生かした雇用創生の取り組みが支援されることがあると聞いておりますが、本市でも、このような事業というか、こういうものをうまく利用してはどうかと思うので、伺いたいと思ひます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 雇用に対しての、本市の独自の考え方、取り組みというご質問だと思いますが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、栃木労働局との間に締結いたしました「雇用対策に関する協定」、まさにこの協定なんかも本市独自、県内では初という内容でございまして、中身といたしましては、窓口といたしましては主にハローワーク、国が所管しておりました分野とそれぞれの自治体が所管していた分野が、なかなか結びつきが難しいと。そういったものをともに同じ視点で、それぞれに連携を図りながら進めていきたいと思いますというものを、協定としてしっかり位置づけて取り組んでいくという内容でございます。

その中にある若者の雇用であるとか、それから産業の振興、雇用の創出、そういったものにも一体的取り組もうというのが、本市で独自に、他に一步先駆けてといいますか、取り組んだ内容でございます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 部長、ありがとうございます。

そのようなことが国のほうでうたわれているのかなと思います。

②に入ります。②も答弁していただいたのかなと思います。若者の雇用対策について。

フリーター、ニートなどの自立支援、若者の正規雇用ということで、総合的な職業支援の強化などの対策の充実に、平成28年度予算では、若者の活躍推進として、27年度に比べ10億円増しの21億円が確保されたと聞いております。新卒の応援というか、対応について、ハローワークを通じた新卒者などに対する就職支援、または3年以内の既卒者と中退者を対象とした助成金制度を実施され

ていると伺いますが、こういう制度は、本市でも利用したらどうなのかなと思います。

また、フリーター等の安定雇用への支援、職業的自立への支援では、キャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導、斡旋機能の強化、地方自治体や高校生などが協働した個々の状況に応じた相談機会が提供されているか伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 若者の雇用対策でございまして。

今、お話があった中では、幾つか国が直轄で、ハローワークを窓口として支給するものなんかも入っていたかなというふうに思います。そういったものを除きまして、本市としてどういうふうな取り組みがあるかと。

現在、また新たに予定していますのは、若者向けとしましては、先ほどの協定に基づいて、今労働局さんのほうと高校生を対象とした地元企業への就職支援、こういったものに取り組みないかというのを一つ相談をしております。

さらに、中でやっておりますのが、若者応援宣言企業という制度が国のほうにありますので、それを市も一緒になってPR、普及拡大を図っていく。あわせてユースエール企業、企業のほうでどんどん若者を雇用しますよという名乗りを上げていただくような制度なんですけど、そういったものを普及啓発していこうというものに取り組んでいるところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） ぜひ、そのように働きかけていてもらいたいと思います。

社会福祉については、先ほど説明がありまして、これは一緒に説明いただいたんですけども、2回目の質問に入らせていただきます。

(4)の社会福祉施策について、①、②がちょっと関連がありますので、一緒に質問させていただきます。

る、部長からの答弁では、理解をし、また大変なことをやっているんだなというのがわかりました。なぜこんなことかという、認知症というのは、突然というか、今まで結構元気で一緒に生活していたのに、突然理解ができないような態度をとったり、帰ってこなかったりという形が出ているのかなど。ある老人ホームの相談役をやっているものですから、そんなことを聞いたりなんかするので、そういうものもやっぱり地域としてもう少し、いろんな形の中で環境にうまく柔軟性ができてということ、先ほど部長のほうからそういう答弁もいただいたので、そういうものを地域ぐるみでやっていただければいいなど。

つい最近、ある方が相談に来まして、うちでも建てかえようかなと来たら、うちの女房がいいよと言うと。何ですかと言ったら、もし私が認知症になった場合に、このままのほうが使いいと言った方もいました。なるほど、今のバリアフリーとか何かと行ってきちっとやるよりも、今までのなれた生活に柔軟性を持ってやるのもいいのかなと思ったような気がしますし、また余りにも一つの施設に、データを分析しながら認知症対策ではなくて、個人個人の何かそういうもののアイデアを生かしながら何かやれたらなんて、私なりに考えたわけでございます。

この件については、先ほどの質問で了解いたしましたから結構でございます。

もう一つ、ちょっとありました。認知症総合戦略加速化推進事業による新オレンジプラン推進事業というものはどんなものなのか、もしわかりましたら聞かせていただいて。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランというものの計画の概要について、あとは、実際に私どもが今取り組んでいるところも含めまして、簡単にご説明申し上げます。

これは、国が定めた計画ではございますけれども、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すというような、そういう基本的な考え方のもとに、国では7つの基本的な施策を示しております。

その中には、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進というところで、いろいろなメニューはあるんですが、現在市では、認知症サポーターの養成講座というようなものを、市を挙げて進めているというような状況でございます。

2つ目が、認知症の容態に応じた、適時適切な医療介護等の提供、こういうところでは、先ほどこれから進めていきますとか、現在進めている部分もあるんですけども、そういったところでは、先ほども1回目の答弁でもお話をいたしましたとおり、認知症のケアパスというようなもの、これもちょっと説明を加えないとわからないんですが、実際には認知症の家族の方に、認知症を発症した場合とか、発症が疑われているときに、そのときの医療とか介護のケアの流れ、どういうところに相談したらいいとか、どういう段階を踏んでケアをしたらいいかというもののガイドというか、その案内をしたものでございます。そういったものを27年度末作成いたしましたして、これから成果品等を広く広めていきたいというような考えで進めております。

あとは、今進めているものというところでは、認知症初期集中支援チームというところで、これ

は医療介護の専門の方たちが、認知症やその家族に対しましての相談支援等なんかを担うために行っているもので、実際の実働部隊というか、相談なんかに訪問する方というのが、先ほどお話ししたような認知症地域支援推進員というような、こういう方たちでございます。こういう配置を行っていきたいというふうに考えているところです。

あとは、もう一つ、郡市医師会との連携のもとに行っている多職種連携会議ということで、これも医療、介護、その他民生委員さんとか、地域でこういうところに関係する方たちが集まって、連携会議を行っていくというようなところで、そういったものも進めております。

また、オレンジプランの柱に戻りますけれども、3つ目といたしましては、若年性認知症施策の強化とか、あとは認知症の人の介護者への支援、こういうことにつきましては、先ほど私がお話ししたような中に含まれるかと思えます。

あとは、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、そして認知症の予防、診断、治療、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進というところ。そしてもう一つが、認知症の人やその家族の視点の重視というようなところ。こういうところの7つの視点を持って、各自自治体が認知症の予防の対策を進めていくというようなことをやっているところでございます。

もう一つ、今、市のほうで行っている地域見守り事業、こういうところにつきましても、やはりこの計画の中の一つの具体的な自治体の取り組みというようなところに位置づけることができるかというふうに思っております。

以上、簡単ですが、説明といたします。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 明確にありがとうございます。

いました。

先ほど言った地域支援員とか地域見守り隊、これからやっていくと思うんですけども、これが事例になるかどうかわからないんですけども、ある方のこれはお話なんですけれども、うちは出口が4つぐらいあるんだと、窓があったり、勝手場があったり、玄関があったりという形で、その4つに私はこんな対策をしましたという方のお話も聞いてきたんですけども、全部鈴の音が違うみたいなんです。だから戸があいて出るときに、その鈴の音でどこから出たとか、勝手場から行ったとか、玄関から出たというのがすぐ察知ができて、何とか遠くまで行かないうちに保護をすることができたという苦労話なども聞いてまいりましたけれども、そういうものも、地域見守り隊とか地域支援員とかで、地域ぐるみで何か相談して、それも一つのアイデアというか、何かに使えたらなと思って、これは事例で話しました。ありがとうございました。

続きまして、(5)環境保全施策について、ある程度いろんなことをやって、随分電気もうまく使われているんだなということは理解しました。

それで私は、逆な面で……、そういうものをうまく使って電気を蓄電したりなんかしているんだなというのは了解しましたが、質問とは違うのか、これは議長にとめられるかもしれないんですけども、だめだったらとめてください。

今いろんなところを歩いてみると、全てにおいて太陽光発電とか、山の中とか田んぼの減反とかという形でやっているところはかなり多いようです。木を切ると大体、あそこも太陽光発電かなと、とてつもないのが出てきます。

そういう中で、これがそのまま進められていって、本当に地球環境、それと地球温暖化対策というものにちょっと逆行しているのかなと思うので、

そういうものの形の中で、那須塩原市として太陽光発電の設置箇所というか、どのぐらいの数でどのぐらいの電気をつくっているのかというのは、ちょっと難しいと思うんですけども、もしわかる範囲で答えられたらお願いしたいと思うんですけども。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 全体の太陽光発電の電気量、件数というお尋ねですが、すみません、市全体としての数値は把握しておりません。申しわけないです。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 把握していないということでした。多分そうだと思いますよ。今どんどんふえていっていますから、それでいろんなものが環境に影響していくと、大変な結果になるのかなと思ひまして、そんなのが頭をよぎったわけでございます。

ということで、時間も押し迫ってきたので、これで地方分権改革については終わらせていただきます。

2の道路行政についての第1回目の質問をさせていただきます。

(1)市民を含め、不特定多数の道路利用者が自由に使用中、国道4号新晩翠橋前の車線減少区間沿いに新たにコンビニが開店し、4号からの乗り入れが発生し、出る車と南から走ってくる車が接触しそうなことが頻繁にあり、危険である。市から国のほうに要望しているかどうか伺います。

(2)市道123号線豊浦新堀線の歩行者を守るためのポストコーンについて伺います。

①歩行者が利用できる場所は狭くなっている。そのため危険である。

②ポストコーンによって、車両が接触する可能

性が多く見られる。

以上の理由から、ポストコーン以外に歩行者を守る方法はないか伺います。

これで第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 若松東征議員の道路行政についてのご質問に、私から順次お答えをしたいと思います。

初めに、(1)の国道4号新晩翠橋前の車線減少区間沿いの店舗乗り入れ箇所について、市から国への要望をしているかについてお答えをいたします。

ご指摘の箇所につきましては、栃木県警察が公表している交通事故状況からは、構造上の問題による危険性を確認できておりませんでした。また市民等からの苦情が寄せられた経緯もありませんので、現在、国に対する要望は行っておりません。

次に、(2)の市道123号線豊浦新堀線の歩行者を守るためのポストコーンについてお答えをいたします。

豊浦新堀線のポストコーンについては、地元要望により、拡幅部分を通学児童の通行帯として分離するため設置したもので、要望者及び用地寄附者からの意向を踏まえたものであります。

ポストコーン以外の歩行者を守る方法については、歩道整備のほか、カラー舗装などがあります。歩道整備には用地と財源確保の課題があるため、現段階ではポストコーンによる方法が適切であると考えております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 単純明確に市長から答弁をいただきましたけれども、ちょっと食い違いが出ているのかなと思って、2回目の質問に入らせていただきます。

国道4号新バイパスの件なんですけれども、今の市長の答弁では、市民からと地域から、そういう要望がないために国・県には要望を出していないと。これはかなり前なんですけれども、私が質問をして、要望は出しますということ聞いておるんです、前のあれで。

それで、那須町にも行ってまいりました。そうしたら、那須塩原市がリーダーとして年に1回、わかりますか、年に1回だけ要望を出していつているという答弁をいただいたので、答弁ではだめだから、ペーパーでよこしてくれと言ったらペーパーは来ないんですけれども、そういうものを聞いたんですけれども、これは一切していないんですか。

それと、この件についてはかなり昔で、君島市長も職員だったと思います。藤田市長の時代です。私はここにいた執行部みんなに笑われました。あと議員の仲間にも笑われました。なぜ黒磯にバイパスが4車線できないのかと。議員になって間もなくです。そうしたら、国のことに口を出すなとやじられたり、市の執行部も笑っていました。

ところが、いろんな形で私調べまして、国交省まで行ってきました、そのときは。きょうもこれ行っています、国交省まで。そういう形の中で行きましたら、これは余談ですけども、「若松議員さん、勉強不足だよ」と言われました、国交省で。それは何だと思えますか。1日3万5,000台以上の通過がないと4車線にはなりませんよと。

「ああ、そうですか」と早速帰ってきました警察に行きまして、過去5年にさかのぼって、事故証明を出してくれと。事故証明と、それから那須インターで約1カ月近く調べました、データをつかって。それで国交省に行ったら、国交省で頭を下げてくれました。ここまでやったんですかと。あ

るときにまた違う質問で行ったら、黒磯バイパス4車線化と下野新聞に出ましたよね。そういうことがあるんです。

市長も地元なんだから、あそこのとこへ行ってみればわかります。危険度がどのくらいあるか。今現在、これは大ざっぱですけども、国道4号線那須塩原市の人身事故件数、27年度62件。だから人身事故にならない方も含めばもっと出ると思います。死亡事故が1人。今年度28年の1月4日からは14件、那須塩原市管内の4号線沿いで。これは警察に行って見てきました。死亡事故が2名出ています。何か起きてからでは遅いんです。

それで、これをなぜ言うかということ、今度はできるのかなというのは、公約にもありますように、国と県の太いパイプをここで発揮しなかったらここで発揮するんですか。市長、お答えください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 先ほど答弁をいたしました、質問の内容が4車線化のということで理解をしてよろしいですね。

○19番（若松東征議員） だから、2車線と2車線で4車線、だから。

○市長（君島 寛） それが4車線ということですので、バイパスの4車線化につきましては、あれは譲り車線ということで整備をしていただいた区間ということですので、どれだけやはり通過交通量、そういったものがあるかどうか、最終的には国交省のほうで判断をされるという形になりますので、現在のところは、それまで通過交通量が達していないというふうなものがあるんだろうと思います。

なおかつ、私どものほうでも国道4号線の4車線化については、例年要望は繰り返しているところでありますので、現在議員さんもおわかりのと

おり、最近新聞に掲載されましたとおり、矢板の土屋交差点、それから那須塩原市のところまで、新たなバイパスをつくりましょうというようなお話も出てきておりますので、国としても、あちこち全て一遍に整備を進めるというわけにも、やはり財政上の問題がありますから、いかないというのは私どもも十分理解しておりますし、国・県との太いパイプを何とか使っていきたいという私の考えもありますので、繰り返しにはなりますけれども、順次そういった整備については要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 今、市長から答弁いただきましたけれども、先ほどの第1回目の質問では、要望はしていないと言うので、ちょっと憤慨して質問したんですけれども、していると思うんです、道路課のほうで。その辺もやっぱり把握しなくてはだめですよ、実際。

それと、3万5,000台なんて、今はそれどころではないです、今通っている台数は。なぜかという、那須塩原市は大体あそこの晩翠橋ができれば、もう2車線の2車線の4車線なんです。片側2車線で。一時那須町も工事を始めたときがあるんです。今、市長が答弁されたように、あちこちと言うけれども、逆に国のほうがあちこちなんです、私から言わせれば。完全にその工事を終わらせないで、別なほうに虫食い状態でやっているのが現状ではないかなと思います。その辺もやっぱり考えてもらいたいなど。トップリーダーなんだから。そんな形だと思います。

それと、それは今度要望してまいりますと言われたから、要望した件等をまた聞きたいと思えます。

私は1回質問すると、すごくしつこいんです。国にも県にも行くほうですから。実際にだめだっ

たら、その現場に立って調べています。そういうのが今まで道路行政で随分やってもらったのが、現地調査をやって数字を数えてやってもらったのは、随分県と国にあります。その辺もやっぱり含めて、新しいものをやっていたらダメなんではないですかと思う。

それと、先ほど市長から答弁がありましたように、地元のあれと、これは実際に私はなぜこんなことを出したかという、(2)に入りますけれども、123号の豊浦新堀線の件なんですけれども、お前がやったんじゃないかと叱られたんですから。議員が代表になって署名運動を起こしてということで、これはとんでもない地域から来たんです。孫からの連絡で、転んでけがしたとか。ポストコーンを見てくるとわかるんですけれども、市長、今現在のポストコーンを見てきましたか。ちょっと聞きたいと思えます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 私も現場は確認をしております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 確認しているという市長に、もう一回聞きますけれども、どういう状態でしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 現況を十分に確認してきたということでございまして、歩行者、特に通学をするためのお子さん方にとっては、そんなに危険はないというふうに私は判断させていただきました。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 危険がない。今現在、ポストコーンはまた折れています。新しいのをつけてあるけれども、その差がものすごくすごい

す。余計苦情が来ています。そういう状態が起きているんですよ。

あと、市長が行ってこられたんだからわかると思うんですけども、では、あそこを生徒が通る、歩くスペースはどのくらいですか、今現在。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） ただいまの歩行者の歩くスペースの関係ですが、こちら道路のほうの所管になりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、若松議員もご存じかと思うんですけども、地元からの要望がございまして、通学路整備事業という平成22年度から新規に興しました事業に基づいて、地元から要望を受けてやった事業でございまして、この際に、平成22年4月に、当時の鍋掛豊浦自治会長名で、市道豊浦新堀線の通学路整備要望書というものが出されて、それに基づいてやったものですが、当時当該路線における通学児童の安全確保のためということで、その際、要望者、あるいは土地を提供していただきました地権者の意向を十分確認しまして、現地調査などを行いまして、当該区間240mほどありますが、そちらのほうにポストコーンの設置を行ったということでありまして、現況の道路に、車道でいいますと、もともとそんなに広い道路ではありませんので、現況から少ないところはそのままの幅になりますが、多いところではさらに60cmを車道にプラスしまして、その外側に歩行者の通行帯ということで、1mの通行帯をポストコーンによって設置したということで、現地のほうの整備を行ったものであります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 先ほど、最初の市長の

答弁では、歩行者に支障がないということですから、それは責任を持ってここで聞きます。いろんなことが起きています。それではかったところ、狭いところでは54cmくらいかな。だんだん狭くなってきている。

では、それを責任を持って誰が管理するんだということなんです。ポストコーンはつけました。それはその歩道の通行帯です。誰も管理していないのではないですか。それで今現在のポストコーンの状態は、かなり老朽化しております。また壊れています。そんな形で何とか考えてもらいたいと思うんです。部長、よろしくお願いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 管理は、当然道路管理者である道路課が設置したものでありますから、これは道路課のほうで管理をします。

五十何cmというのは、多分舗装の上に土がかぶさっているというような状況で、舗装面をいうと54cmというようなものではないかというふうに思いますが、実際には、ポストコーンから外側に1mの幅を確保しておりますので、実際には1mあるということでありまして、通行の部分については1m確保できる。土が仮にかぶさってしまして通りづらいということであれば、当然これは道路管理上、それはうちのほうで、そういった土をどかすとか、そういったものはやる必要があると思いますので、それはこれから現地をよく、もう一度確認した上でやるようにします。

さらに、ポストコーンの破損につきましては、これは壊れているものについては、過日全て直しましたので、今現在は新しいものになっているかと思えます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 若松東征議員に申し上げ

ます。

職員の指名は私がしますので、勝手にしないでください。

19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 部長から答弁がありました。ぜひ見てもらって、早急にその管理はお願いします。それと、また折れています、実際に。その辺は了解していただきまして、次の質問に入ります。

3番、廃校の活用状況について。

近年、少子化による児童生徒数の減少、市町村合併などの影響により、多くの廃校が発生しております。その施設の有効活用が図られず、遊休施設となってしまっているものが多く存在しています。

その理由として、各地方公共団体において活用が検討されているものの、地域等から要望がない、活用方法がわからないといったことが挙げられます。

平成14年度から平成25年度までの廃校数は、全国で5,801校。那須塩原市は何校あるのか。積極的に活用していくために、以下の点について伺います。

(1)廃校利用のさらなる促進のため、周知活動について伺います。

(2)廃校施設等の活用に当たり、利用可能な補助制度について伺います。

(3)廃校施設の有効活用として、民間のアイデアを生かし、各教室ごとに利用できるかを伺います。

(4)廃校施設等の活用によるメリットについて伺います。

(5)廃校施設等の活用事例についても伺います。

これで、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員の質

問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 3の廃校の活用状況について、順次お答えをいたします。

初めに、本市の廃校の状況について申し上げます。

本市におきまして、合併後に廃校になりましたのが、旧上塩原小学校、旧穴沢小学校、旧戸田小学校、旧寺子小学校、旧金沢小学校の5校であります。

次に、(1)の廃校利用のさらなる促進のための周知活動についてお答えします。

廃校の利活用につきましては、これまで市のホームページのほか、文部科学省のホームページ上に開設している「みんなの廃校プロジェクト」などを活用して、広く周知してきたところでございます。

また、そのほか栃木県観光交流課が取り組んでいるフィルムコミッションでも、映画やドラマのロケ地として紹介してもらうなど、その周知に努めているところであります。

次に、(2)の廃校施設等を活用するに当たり、利用可能な補助制度についてお答えいたします。

利活用の目的によっては、施設の改修費用等に対する補助金が見込めるものもありますので、該当する場合には、事業者等に対しまして、情報提供していきたいというふうに考えております。

次に、(3)の廃校施設の有効活用として、民間のアイデアを生かして教室ごとに利用できるかについてお答えをいたします。

跡地の利活用に当たっては、民間活力を有効に活用していきたいという考えであります。また、その利活用内容につきましては、本市の施策との整合性や事業の継続性、地域の特性等を勘案の上、地域の活性化に資するものであることが必要と考

えております。その上で、結果として、1つの校舎に複数の事業者が入ることはあり得るというふうに考えております。

次に、(4)の廃校施設等の活用によるメリットについてお答えをいたします。

まず、事業者としましては、校舎を利用するということが初期投資を抑えることができるということが考えられます。

また、本市といたしましても、地域の拠点であった学校跡地を利活用することで、地域の活性化に資するということができるものと考えております。

最後に、(5)の廃校施設等の活用事例についてお答えをいたします。

まず、本市の例で申し上げますと、旧鳴内小学校の体験型施設「田舎ランド鳴内」、また旧上塩原小学校の「宿泊体験館メープル」がございます。

近隣市町で例として挙げますと、大田原市の旧蜂巢小学校の障害者就労支援施設「hikari no cafe蜂巢小珈琲店」や、さくら市の旧穂積小学校の体験型施設「喜連川丘陵の里 杉インテリア木工館」などがございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時12分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 答弁いただきました。

那須塩原市は5校ということで、鳴内小学校、

それから宿泊体験館メープルということで、この廃校に対する、地域というか、民間から、もし借りたいというときの窓口はどこに置かれているのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 廃校後の跡地活用の窓口ということで、教育委員会教育総務課の中で行っております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 国のほうでは、文科省、文化庁、厚生労働省と、いろいろ分けてあるみたいなのもあるんですけども、それともう1点伺いたいんですけども、前にちらっとですけども、寺子小学校跡地利用ということで、何か私のほうの耳に入ったんですけども、その辺の経過はどうなっているのでしょうか。お願いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 寺子小学校につきましては、先ほども答弁で申し上げましたように、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトのほうにアップをしました。その後、やはり幾つかの事業者から利用活用したいということでの相談がありまして、実際には寺子については、9つの提案がありました。それにつきましては、辞退があったものとか、内部の組織で検討する組織がありますが、その中でいろいろ調整をした結果、現時点ではまだ1社も入っていないというのが現状です。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 参考までになんですけども、どんな9つの業者が入ったのだから、ちょっともしわかりましたらお願いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○**教育部長（伴内照和）** 個別事業名ということでなく、その利用目的を簡単に申し上げますと、語学などの研修施設、パソコン等の研修所に使いたいというのが3個ほどございました。それと犬や猫の飼育施設とか、そういったものについても3つの提案がございました。そのほか、観光施設、交流施設、また野菜工場とか、そういったようなのが出ております。

○**議長（中村芳隆議員）** 19番、若松東征議員。

○**19番（若松東征議員）** 今、寺子小学校の経過を聞いたんですけれども、そうすると、この5校のうち、あと4校についてはどんな状況なのか。お知らせください。

○**議長（中村芳隆議員）** 答弁を求めます。
教育部長。

○**教育部長（伴内照和）** 5校のうち、まず旧塩原小学校につきましては、一部が認定こども園ということで活用がされておりますが、南側といいますか、一部がまだ残っているという状況でございます。

それと、穴沢小学校でございますが、一部家具の展示場に利用したいというようなお話もありました。ただ穴沢小学校につきましては、施設の底地が、個人の方のものを借地で活用させていただいていたということもございますので、なかなかそういったところの対応が難しいという部分も含まれますので、現時点ではそのままということです。

それと、戸田小学校につきましては、県のフィルムコミッション等から、映画等の撮影場所として利用したいということで、何件か相談がありました。実際の撮影クルーが現場を見、確認をした結果、やはりなかなかイメージがちょっと違ったというようなことで、現実には利用されていないというところなんです。

寺子小は、ただいま申し上げたとおりです。

それと、金沢小学校につきましては、ことしの4月から廃校ということになりましたので、現在地元の方々と意見交換をしながら進めておりますが、一部地元の文化財の保存団体の方々が、体育館等を利用して、太鼓の練習とかを行っているというのが現状でございます。

○**議長（中村芳隆議員）** 19番、若松東征議員。

○**19番（若松東征議員）** 少しずつ動いているのかなと思いますけれども、これ一括でやりたいと思います。時間もないので。

今、廃校の施設についての説明がありましたけれども、これについての補助制度というものは、どんな形で。先ほど答弁があったのかなと思うんですけれども、ちょっと聞き逃してしまったものですから、そんな形で、それはやっぱり一括で教育のほうの窓口なのか、また違うほうの窓口に動くのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○**議長（中村芳隆議員）** 答弁を求めます。
教育部長。

○**教育部長（伴内照和）** 先ほどお答えをした5校ということで、私のほうでは塩原小学校から順次お答えしたんですが、その5校について含まれているのは、上塩原小学校が含まれておりますので、塩原小については現状ということでご理解いただければと思います。

それと、補助の関係でございますが、実際には利活用しようとする提案者、事業者が、その利用目的によって、やはり補助制度というのがありますので、例えば保育施設等を整備しようというような提案があつて、それが形になるということであれば、保育所等の整備交付金等が活用できるというようなものもございます。

また、農山漁村の持つ豊かな自然とか、そういったものを活用しながら、地元の交流とか活性化

に資するということで、そういったような目的での利用になりますと、農山漁村の振興交付金などがございます。

教育委員会のほうが今窓口ではございますが、実際に利用しようとする目的に応じて、それぞれ補助制度が関係省庁、また県の関係機関等からの補助が出るというような形で考えております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） わかりました。

一応国のほうでは、るるその部門によって補助がつけられそうなことがあるみたいです。

そうすると、国のほうの補助と、独自の市の予算というものもそれに加えて補助が出るのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 国、または県のほうの制度に乗って整備をする場合に、メニューとして補助がつくものはあろうかと思えます。

ただし、その条件として市町村が、例えば2分の1とか3分の1とか支援するとか、そういったような制度を活用する場合には、我々も検討しなければならないと思うんですが、今の時点で市が、活用しようとするような提案、事業者に対して補助を行うというものはございません。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 過去、貸す側と借りる側の食い違いも出ている点もあるのかななんて思いますけれども、今、国のほうのを見ると、補助対象事業ということで、スポーツ振興助成ということでこれは出るそうですね、文科省から。それから地域特色ある埋蔵文化財団というようなものでも補助が出るということ。次世代育成支援対策施設事業、それにも出るということで、るる全部で10くらいあるのかな。そんなものもあるので、こ

れと兼ね合って、お互いの補助を出し合えば、もっといろんなことができるのかなと思います。

それと、先ほど近隣市町村のデータも出していただきましたけれども、私、思うんですけれども、戸田小学校、あそこは観光にもいいのかなと思います。道路沿いで横断道路だし。横断道路からも近いから。そういうものをうまくくみ上げて、今木造というのは珍しいと思うので、そういうものも、逆にこちらから発信して、文科省任せではなくて、独自の発信をしていったらどうかと思うんですけれども、その辺、部長、どうでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 戸田小学校につきましては、黒磯駅周辺、また地域活性化懇談会の中でも、ある意味戸田小の活用というようなご意見も、一部承っている経過がございます。

私どもとしましては、市内に限らず、映画の撮影に限らず、利用を目的としてご相談があることも正直ございますので、そういったところについては、現場を案内したり、ぜひ活用いただければというような説明、ご案内はしているところです。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） ぜひ、お願いしたいと思います。

何か国のほうで、文科省で上げたのは、「～未来につなごう～みんなの廃校」と。廃校にして、何で未来につなぐのかという感じなんですけど、そんなプロジェクトができてやっていると思うんです。

その中で、よく玉野議員と話すんですけれども、ビオトープ問題。なぜかという、先ほど金子議員も質問の中で、私のことをちょっと言ってくれたんですけれども、自然の中にあれだけの小動物がふえるということは、あれだけの校庭があって、

学校があって、そういうものを売りにすることも可能なのではないかなと思うので、この5つの学校の中で、川に近い学校というはあるんでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 5つの中で河川に近いということなのですが、私が認識している範囲では、一番近いのは金沢小かなというふうには思っておりますが、それぞれ立地条件もございます。道路の接道関係もございますので、一概に川という視点でいかどうかは別にして、金沢というのが一番近いかなというふうには思っています。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） その辺をターゲットに、そういうよそにないものを打ち出して、こっちらネット発信するのも、利用者を募るのにはいいのかなと思いました。どこにもない何かメリット。

あるテレビ番組を見ていましたら、日本は宝物だと。何が宝物なのかなと思ったら、空気、水、自然、そういうものがあると。ほかの世界には負けないぐらいのところを地域に存在しているというもので、どこかを2年間追いかけたものをしていましたけれども。そういうものをうまく利用しながら、都会のものを持ってくればいいのかと思います。

いろいろ、るる、市長ともかみ合わない点もありましたけれども、ぜひ言ったことには責任があるので、私にも責任がありますけれども、現地を見ながら、那須塩原市にふさわしい行政、また市民に向けての、ただ要望がなかったからどうだということではなくて、歩いてもらえたらなど。

ある首長は、自転車で歩く首長もいたと聞いております。早く起きて自転車で歩いて、市民に声をかけて、市民の声を聞いて、そんな形も目に浮

かぶものもあります。

そんな形で、いろんなことがありましたけれども、一念発起で何とか40分もってしゃべることができました。本当にありがとうございました。

これで終わります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、19番、若松東征議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 齊藤誠之議員

○議長（中村芳隆議員） 次に、4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、TEAM那須塩原、齊藤誠之です。

来週も一般質問が行われますが、今週は最後ということで、若干、私、早口ですので、異空間にきたような質問体制になってしまわないように、ゆっくりとやりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

1、ふるさと納税について。

ふるさと納税は、生まれ故郷や応援したい自治体に対して寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税、個人住民税から税額が控除される制度であります。

本市でも平成26年10月末からインターネット開設や返礼品に市の特産品を取り入れた制度を展開し、寄附の申し込みもふえております。今後もふるさと納税制度のさらなる施策展開が重要であると思うことから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)ふるさと納税制度の開始時から現在までの寄

附額の推移並びに特産品の種類数についてお伺いいたします。

(2)ふるさと寄附金の使い道についてお伺いいたします。

(3)返礼品について、市の特産品の拡充への取り組みについてお伺いいたします。

(4)ふるさと納税制度についての今後の展開並びに本市の考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 齊藤誠之議員のふるさと納税についてのご質問に順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の寄附額の推移及び特産品の種類数についてですが、ふるさと納税制度は、地方税法の改正により平成21年4月から開始をされました。本市への寄附額の推移につきましては、平成21年度が103万4,000円、平成22年度が126万円、平成23年度が232万円、平成24年度が107万5,000円、平成25年度が234万2,300円、平成26年度が1,807万4,000円、平成27年度が1億3,699万4,677円となっております。

返礼品としての特産品の送付につきましては、インターネットでの寄附受け入れを始めた平成26年10月から行っておりまして、当初は7種類からスタートをいたしましたが、平成27年4月時点では25種類、現在は83種類と拡充しております。

次に、(2)の寄附金の使い道についてですが、寄附金の使い道については、寄附をいただく際に自然環境に関することや教育文化に関することなど5項目から選んでいただくほか、使い道の指定のない寄附については市長にお任せいただくことになっており、各年度にいただいた寄附については、

寄附者が指定した使い道に沿っておおむね翌年度の予算に充当をしております。

次に、(3)の返礼品について、市の特産品の拡充への取り組みについてですが、返礼品につきましては、送付開始以降、那須高原ブランド認定品を中心に、特産品の拡充に努めてまいりました。今後は、特産品のほか、本市に足を運んでいただき魅力を感じていただけるよう、体験型の返礼品を中心に、さらなる拡充に努めてまいりたいと考えております。

最後に、(4)のふるさと納税制度についての今後の展開並びに本市の考え方についてですが、ふるさと納税につきましては、全国的に寄附額が年々増加をしております。一方で、返礼品のあり方について総務省が注意を促すなど、制度の問題点が指摘をされている状況もございます。

ふるさと寄附金は、市政運営を進めていくに当たり貴重な財源でありますとともに、本市の魅力を発信する重要な手段でもと考えておりますので、今後ともより一層の寄附をいただけるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 市長のほうからご答弁いただきました。

それでは、ただいまの答弁の中で、インターネットの寄附金の受け入れを始めた平成26年10月から、当初の7種類から4月時点では25種類、現在は83種類と拡充しているのご説明を受けました。また、寄附額の推移についても大幅な伸びがあるということがわかりました。

それでは、一括して再質問に入らせていただきます。

まず、寄附額の件ですが、本市が他の自治体に住む方からの寄附金の受け入れ額に対し、本市民

が他の自治体に寄附をしていることによる市税減収はどの程度あるかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 税金の収入の減というようなことでありますので、私のほうからお答えしたいと思っておりますけれども、平成28年度の市民税課税、現在のところまだ課税前というふうなことでありますので、見込みとなってまいりますけれども、減収分については約2,253万円というふうに見込んでおります。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 金額はかなり大きな数なんですけれども、変な聞き方で質問したいんですけども、実際に市民税に係る減収分よりも、現在、寄附額、本市にいただける寄附額のほうがまだ大きいということではよろしいかどうかだけ、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） それでは、私のほうから、寄附額から諸経費的なところを引いた取りの部分というのがどれだけあるかというようなお尋ねだと思いますので、私のほうからお答えしたいと思います。

平成27年度ベースでお答えさせていただきます。寄附額が先ほど市長からもございましたが、1億3,699万4,000円、端数は切らせていただきますが、こういう額になります。その中から、現在、「さとふる」という委託業者のほうにやっぱり受け付けであったりとか商品の発送だとかという業務をお願いしておりますので、要はさとふるに支払うお金と、あとは実際に返戻する品物代、さらにはその郵送料というようなところで、ざっとそれが5,930万円ございます。したがって、その差

し引きとしましては7,760万円程度が手元に残るということでございます。そんな中で、先ほど総務部長からございましたが、市の税の減収分というようなところで、そこから2,200万円引くということになりますと、約5,500万円は手元に浄財という形で残るということになります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ありがとうございます。細かく説明していただきましてありがとうございます。

とにかく現在の状況であると、本市に寄附してくださる方の割合のほうが、他の自治体へ寄附してしまっている割合よりは多いことがわかりまして、安心いたしました。ありがとうございます。

続きまして、市内での寄附者はどの程度いるのかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 市内での寄附者ということで、市民の方で私どもの市に寄附をしてくださっている方ということでございますが、こちらにつきましても平成27年度のベースということでお答えさせていただきます。延べで26件ということで、実数では法人を含みまして19人ということで、60万177円の寄附をいただいているということでございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。本市でも寄附制度を利用している方が本市に対してもあるということで、了解いたしました。

続きまして、この制度前から本市では寄附制度を展開していたと思います。この制度以降でも、返礼品を求めずに寄附のみをしてくださる方もまだにいらっしゃるのかどうか、お伺いいたしま

す。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 返礼品を求めないで寄附のみの方がどれくらいいらっしゃるのかというお尋ねでございますが、こちら平成27年度ベースということになります。延べで13件、実数ではやっぱり法人を含みまして11人で、108万2,177円の寄附をいただいております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） まだそういった返礼品を求めず寄附してくださる企業であったり個人の方がいるということは、大変ありがたいことであると思います。たしか那須塩原市の表彰とかでは、表彰していただいているような気がしたんですけども、そういった、とにかく大切にしていきたいと思っております。

続きまして、本市の場合の寄附額に相当する返礼品、こういった額は何%なのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 寄附額総額に対する返戻金の割合というものがどのくらいかというお尋ねだと思いますが、こちらにつきましても平成27年度ベースということでお答えさせていただきますと、額的な話は先ほど言いましたが、寄附総額は1億3,699万円、そして返礼品ということで、こちらにつきましても郵送代も含めたというようなところでの数字でお答えしたいと思います。416万8,000円ということになりまして、おおむね30%程度ということになっています。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 30%ですね、情報をありがとうございました。

それでは、続きまして、(2)のふるさと寄附金の使い道について続けて質問したいと思います。

各年度にいただいた寄附については、寄附者が指定した使い道に沿って、おおむね翌年度の予算に充当していると答弁をいただきました。寄附金の使い道については全額活用されているということですが、例えば先ほど答弁の中にありました市長にお任せも入れて6項目の中で、市長にお任せを抜いた部分で2つありましたけれども、教育に関することに関して充てられた予算の事業の内容なんかは何だったのか、わかればお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 用途を限定して教育ということでございますが、こちらにつきましては、平成27年度のお話をさせていただきますとALT助手、外国語指導助手の派遣事業というものに充当させていただいているというような経過がございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 結局その項目に対して寄附をしてくださっているということは、それなりにホームページ等に入ってきて、その内容を見ていただいている方が直接入れているということ。で、実質のその活用がALTの指導で、平成27年の場合の活用ということで教えていただきました。

次に、先ほど言った市長にお任せ部分の寄附についての金額について、庁内での割り振りについての定義なんかはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 市長にお任せといったような人がやっぱり金額的には一番多うございます。その人についてはどうやって決めているかということでございますが、我々のところが事務局という立場でございますので、事務局のほうで実施計画等に基づきまして、来年度の主要事業であったり、あるいは市民生活に密着する事業というものの中から案をつくりまして、それを最終的に庁議という場で決定するというような形で充当事業を決めているというのが実態でございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 庁議でしっかりと話し合っているということなので、市長にお任せの部分なので、大変皆さん各課財政がないところで取り合いになっているんじゃないのかなというところも想像ができたんですが、話し合っていて決めているということで了解いたしました。

使い道の公表は、先ほども言ったとおりホームページでされております。大変わかりやすくなっているんですが、この制度の根本的な制度解釈は、自分のふるさと、あるいは頑張ってもらいたいと思う自治体に、いかにその寄附をして頑張ってもらえるかということが目的だと思っております。寄附をするに当たり、本市である市長にお任せ以外のその5項目にわたる内容をもう少し詳細に公表して、その分野に力を入れてほしいという応援もいただく意味で、公表の仕方を変えてみてはどうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 寄附金の使途につきましては、先ほど市長から答弁申し上げましたが、自然環境に関することと、あともう一つエグザンプルで挙げたという程度のお答えだったので、5項目について私のほうからもう一回、再度答弁させ

ていただきますと、自然環境に関すること、そして生活環境に関すること、教育文化に関すること、産業観光に関すること、そして保健福祉に関することの5項目ということになっておりまして、この中から寄附者のほうに選んでいただいて寄附をいただいているということでございますが、その中でやはり漠としている表現のところもございしますので、もう少しホームページ等で募集するときは、こんなような事業がありますというようなところも、エグザンプルというんですか、そういうものをしっかりと具体的に示して、寄附者のほうからわかりやすいような項目づくりというものをしていきたいと、そこらは検討事項だというふうに思っています。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ぜひ検討していただいて、市が今行っているものに対して充当していただいたお金は、優先してその課で使えるわけですから、活用事業だけを載せるのではなく、活用するための公表をしっかりとしていくというのも市の施策の展開が見えると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、(3)番、返礼品について、拡充についてなんですけど、返礼品の中にこの制度開始以前の品、ふるさと市民カードというものがあると思いますが、活用内容についてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） ふるさと市民カードについてのお尋ねでございますが、こちらのカードにつきましては、例えばお土産屋に行ったときにこのカードを提示することによって、最終的に5%引いていただいたりとか、あるいはご飯を食べるということで食堂等に行ったときに、ソフトドリンクを1杯サービスしてくれるとか、それぞれ多

種多様なサービスをこのカードを提示することによってサービスを受けることができます。

そんな中で、このふるさと市民カードが使えるお店は現在何軒あるかと申しますと、88店舗ということになります。そんな中で、ふるさと市民カードの現行の発行数は何枚かと申しますと、99枚というところにとどまっているということでございます。

議員もおっしゃるとおり、このカードは、実際にこのカードを持ってうちに来てもらわないと、このカードの効果というか、要は特典を得ることができませんので、そういう意味では、これを持って、要はこのカードを発行することによって、ほかのところからうちに来てもらえるということに通じるというところでは、非常に利点があるというふうに考えております。

そんなことから、これからは参加店をよりふやすとか、あるいはサービスの質を充実してもらおうといったことはもちろんのこと、一つの端的な例でございますが、寄附をいただいた方に関しては、極端な話、全部市民カードを発行するといったことなんかも含めて、今後より活用されるような手だてというものを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 今、部長のほうから答弁いただきました。ぜひそのぐらいの意気込みで提供していただければと思います。

続きまして、返礼品の中には一度切りの返礼ではなく、ふるさと定期便のような季節メニューを届ける仕組みがあると聞いたことがあります。寄附者、事業者の双方にメリットがあるとは思いますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） ふるさと定期便の話は、議員ご指摘のとおりだと私も思っています。そんな中で、現行の受託者のシステムの中には、ふるさと定期便に対応するようなことができていないというような状況のシステムでございますので、今後、我々としてもそんなようなサービスに対するニーズもありますので、どうにか対応できないかといったようなところを相手方のほうに要請してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。これは返礼品に協力をしてきている企業からの提案、ご意見でございました。より充実したものを提供できるかも、この程度の魅力であると考えております。引き続き、事業者との協議を進めていただきたいと思っております。

それでは、この返礼品等に登録した事業者には登録料などの負担はかかっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 返礼品等の登録業者に対する負担というものに関しては、一切ございません。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 登録料がかからないということですから、この辺も利用して事業者数の増加等々も入れるのかなと思います。

続きまして、先ほどの答弁の中に体験型の返礼品とありました。ざっと何かその内容についてわかれば、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 体験型の返礼品、具体的

にどんなものがあるかというお尋ねでございますが、キャニオニングといいまして、沢下りだとか滝下りというような体験ができるようなものもございまして、あとは乗馬レッスンなんかが現状ではあるということでございます。

ちょっと今後の話をさせていただければ、那須塩原市にはゴルフ場がございますので、ゴルフ場のプレー券、あるいはスキー場もございますので、スキー場の回数券とか一日券とか、そういうものについても体験型の返礼品ということで、うちに来てもらうことができる返礼品でございますので、そういうものについても、今後の中で取り入れられるかどうか検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） いろいろ楽しみな内容が作れるのであれば、ぜひふやしていただいて、選択肢の一つでたくさん市に来ていただければと思いますので、進めていただきたいと思います。

この地域にはまだまだ隠れた名産品がたくさんあると思います。名産品がありきということではないのですが、種類の拡充は今後も十分な準備が必要であると思っております。こういった返礼品として登録をし、受注があれば事業者の励みになるので、まちおこしに使えるのではないかと考えますが、返礼品の拡充の手段として本市はどのようなことを考えているのか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 返礼品の拡充ということから申しますと、やはり地元で返礼品を提供してくださる方というのがたくさんいらっしゃると思いますので、できる限りそういうところに対して協力してくださる方に関しては取り込んでいきたいというふうに考えています。

そんな中で、そういう方にも少しづつかもしれませんが、要はメリットというものを享受していただければというふうに考えております。

今後は、企画部だけじゃなくて市全体ということになりますので、産業観光部であったり、あるいはJAであったり、商工会の皆さんであったり、あるいは産直の皆さん等々のご相談をする中で、魅力ある返礼品というものをいっぱいつくって、やはり少しでも浄財の獲得というのに向けてまいりたいというふうに思っています。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ぜひ答弁があったとおり、この地域を支えている各種企業、各団体です。そういったところとタイアップをしてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、(4)の再質問に入らせていただきます。

答弁の中に過熱化に対して総務省が注意するという話がありました。各自治体間では返礼品に対しての過熱化が起き、寄附額での充当があり得ないであろう品を出したというニュースもありました。本市においては、そこに乗っかるのではなく、寄附者にとって本市の魅力があるものの一つが本市で営業を行っている企業等であると伝わるようなものを、さらに見つけていってほしいと思っております。

そこで、税制改革によりふるさと納税の限度額がふえたと総務省のウェブサイト等に公表されていますが、詳細についてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 私のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、議員のほうからお話がありましたように、このふるさと納税につきましては、所得税それから住民税、こちらが控除されるというふうな

制度となっているわけでありませけれども、その中の住民税につきましては、基本分と特例分というふうに分かれているわけですが、その特例分につきまして限度額が個人住民税所得割額、これが1割から2割に引き上げられたというふうなことでございますので、寄附金控除を受けられる限度額がふえたというふうな改正内容となっております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。手続等に関しては、インターネット等に確かに載っていると思います。給与所得者等の確定申告を省略する制度、いわゆるふるさと納税のワンストップ特例制度が創設されたということで、今後、ふるさと納税の利用者及び寄附金額がますます増加する、今の答弁でいけば増加してくることが予想されます。

そういった状況も踏まえて、ふるさと納税に関する市民からの問い合わせなどは来るのでしょうか、お伺いたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） ふるさと納税に対する問い合わせということでございますが、こちらにつきましては市民の皆さんからも寄せられますし、あるいは当然のことながら市外の皆様方からも寄せられているというような実態がございます。実際に多いのは、やはり12月というところの中で寄附が集中するという実態がございますので、12月は1日10件程度の電話問い合わせがあるというようなところがございます。

その際は、ふるさと納税の仕組みについてご説明申し上げるのとあわせて、当然、私どもでもふるさと納税をやっていますよというお話を申し上げまして、できれば本市のほうに寄附をいた

できれば大変ありがたい旨をお伝えしているというのが実態でございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 問い合わせが12月に集中するというので、その時期は忙しいとは思いますが、ぜひせっかくかけてくれたので、そのまま寄附をしていただけるように促していただければと思います。

私のほうでは寄附をしたことがございませんが、ホームページでその那須塩原市ふるさと納税と、ふるさと制度と入れて検索してみました。そうすると、本市が委託しているさとふるよりも別の運営サイト「ふるさとチョイス」という画面が上位に表示されてしまいます。

ふるさとチョイスでも那須塩原市の情報が掲載されているんですが、例えば那須塩原市で中に進むと、この自治体はふるさとチョイスからお申し込みすることができません。お手数ですが自治体のホームページ等からお申し込みくださいと表示されてしまいます。こういった点がある以上、せっかくの機会を失っているような気がするのですが、市の考えをお伺いたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） ネット検索の件につきましては、私どもも承知しているところでございます。これは何かと申しますと、やっぱり私どもお願いしているさとふるは、90内外の市町がこのさとふるというシステムを使っているという実態、それに対しまして、ふるさとチョイスについては1,000を超える自治体が使っているといったところがございまして、当然アクセス数の違いといったところから、やっぱりふるさとチョイスのほうが検索では一番上のほうに位置してしまうかなというようなことなんでしょう。

そんな中で、この仕組みというのはなかなか変え得ることができないというのが1つ、あとは民間事業者間でこれはライバル同士でありますので、お互いの相互乗り入れというのはちょっと難しいのかなというようなところもございますので、私どもとしても、今、議員が言われたような実態というのがどのくらいあるのかというのも、なかなかつかみづらいとは思いますが、そういう実態をつかめるのであればつかんでみて、やっぱり多いようであれば何らかの対策を打っていかなくちゃならないというふうに思っています。

まずは、そういう実態があるかどうかというのを少し把握するのに検討させていただければと思います。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 部長のほうから今答弁いただきました。事業者の数が確かに足りなければ検索数では負けてしまうので、そういったのも鑑みて状況の把握をしていただければ、それで構わないと思います。

それでは、最後に、このふるさと制度の今後の展開に対する本市の意気込みを再度お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） ふるさと納税の今後の展開に対する意気込みというお話でございますけれども、まず、本市に対してどれだけ外から納税があるかというようなところを、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、東京圏ということで東京、埼玉、神奈川、千葉からの納税が件数・額ともにおおむねうちの寄附額の4割を占めています。そこにまた関西圏ということで大阪、京都を含めますと、おおむね6割ということになっておりま

す。こういうことからしますと、ふるさと納税といったものは、都市部から地方に財源が移動するという、そしてあわせて地方の魅力といったものがおいしさというもので都市部に発信されるということから、ある意味、地方創生の有効な施策であるんじゃないかなというふうに捉えているところがございます。

そのような中で、本市は、平成26年10月からインターネットによる受け付け、さらには特産品の返礼品としてお返しするなどといったところで、制度を全面的に見直したということによりまして、全国の皆様から寄せられる浄財といったものが飛躍的に伸びたというような実態がございます。

今後につきましても、ふるさと納税制度の趣旨といったものを脱しない範囲の中で、本市の魅力といったものを十分発揮できる返礼品や、本市に訪れてもらえる返礼品などの開発を官民挙げて行ってまいりたいと思います。そのことによって、全国の皆様から寄せられる浄財といったものを、我々の市民のサービスの向上、さらには市民に満足いただけるまちづくりといったものに充当させていただきまして、本市における地方創生の一端にさせていただければというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいま部長のほうから意気込みをお聞きいたしました。全て今言われた、答弁されたとおりになんですが、本来のふるさとを応援したい自治体への寄附といった本来の趣旨から、特産品の返礼合戦に時代が移り変わってきている状況も入っていると思います。

この状況には危惧するところもあると思いますが、このふるさと納税制度は、そこに住む方のみならず、他県から納税の対象となる自治体を選ぶ

ことができるチャンスをつくったということでもありまして、これは本市においても地元の企業、工場の特産品や地域資源に目を向け、全国的にその魅力を発信することができ、とても価値のあることであると考えております。

また、納税する方が税の使い道に対する意識も高まってきているということも事実であると思います。

今のところ、那須塩原市はふるさと納税による寄附金収入のほうが大きく、市民税に係る減収分のほうが小さいため、市全体での収入はプラスになっていると最初のほうでお答えをいただきました。これに甘んじることなく、この制度が続く以上、それなりの更新をしていかないと、他の自治体にお金が流出してしまう現状を招くおそれもございます。

ぜひこの税制制度をうまく活用していただいて寄附を募り、一番最初にありましたとおり、同市民が同市に寄附をすれば、市にも交付金が入ってくるため、返礼品を贈っても収入は減らず、逆にふえるとといったウルトラC的な話もあるみたいなんです。税収のアップを図っていただければと思います。

そして、本当の趣旨である本市出身者である方からのふるさと那須塩原市の応援寄附や、あるいは他の自治体に住む方に本市に対して寄附をしていただける取り組みに引き続き期待をいたしまして、この項の質問を終了させていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時07分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎答弁の訂正

○議長（中村芳隆議員） ここで企画部長より発言があります。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 先ほど齊藤誠之議員の質問の中で、寄附金に対する返礼品の割合というようなどころのご質問があったんですが、そのときに返礼品の額を416万8,000円と私のほうで答弁しましたが、正しくは4,168万5,000円ということでございますので、これでもって30%になりますので訂正させていただきます。失礼しました。

◇

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） それでは、2、安定した保育の現場づくりについて。

現在、報道等でクローズアップされている待機児童問題、新園舎をつくるとしてもそこで働く保育士の数が足りず、問題になる自治体もあります。根本的には保育士の待遇改善であり、政府は賃金の面では2%の上積みを提示するなど、改善が少しずつ図られようとしております。

本市においても、正規職員、臨時職員がいる中で待遇の面については取り組みを行っているとは思いますが、今後も保育士の確保をできやすくするためには何が必要か、あるいは離職を防止するためには何が必要かを模索し、早急な対応と本市独自の取り組みが重要な課題であることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)保育士の実態調査等を行っているのかお伺いいたします。

(2)保育士からの現場改善の要望等の吸い上げは行っているのかお伺いいたします。

(3)発達支援児における保育士の定数緩和についてお伺いいたします。

(4)連携保育士の業務について詳細をお伺いいたします。

(5)保育士の事務作業の負担を軽減するための本市の取り組みについてお伺いいたします。

(6)子ども未来部は、子ども、子育ての最前線であり、人口減少対策にも大きな影響を及ぼす大切な所管であると考えますが、本市独自のさらなる取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し、答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） それでは、2の安定した保育の現場づくりのご質問について順次お答えいたします。

初めに、(1)の保育士の実態調査等を行っているか、(2)の保育士からの現場改善の要望等の吸い上げは行っているかについては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

保育士の実態調査等は、特に市独自での実施はしていませんが、保育士からの要望等の吸い上げについては、各園において園長との面談を実施し、その中で聞き取りを行っております。面談後、園長は、聞き取った内容をよりよい保育を展開するための参考としております。

次に、(3)の発達支援児における保育士の定数緩和についてお答えいたします。

発達に支援が必要な子どもは一人一人の特性がありますので、その子の状況に応じた保育を実施

するための担当保育士を配置し、保育園生活を支援しております。その個別対応で保育士を配置することを保育士の加配といたしますが、加配の必要性については、市の発達支援保育審査会において審査、認定を行っております。

次に、(4)の連携保育士の業務についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度において家庭的保育事業者等が認可を受けるに当たっては、連携協力を行う施設を確保しなければならないとされております。

本市では、待機児童解消に向けて認可の推進を図るため、公立保育園を事業所ごとの連携施設として設定いたしました。その中で黒磯地区では、さくら保育園、西那須野・塩原地区では永田保育園を連携施設の拠点保育園とし、そこに連携業務を行うための連携保育士を1人ずつ配置し、保育内容等についての相談や助言、健康診断の実施に係る調整等を行っております。

次に、(5)の保育士の事務作業の負担を軽減するための本市の取り組みについてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度では、保育時間に短時間保育と標準時間保育の2つの種類があります。園児の保育時間の管理が煩雑となったため、登降園時間管理システムの導入を行い、園児の保育時間管理に関する事務の軽減を平成27年度より図ったところでございます。

最後に、(6)の本市独自のさらなる取り組みについてお答えいたします。

市内の各教育・保育施設は、施設を利用する子育て世帯の身近に存在する子育て支援施設でございます。その役割は重要であると認識しております。したがって、そこで働く保育士の確保も重要な課題であるため、本市では平成26年度から潜在保育士就労支援講座を独自に実施し、保育

士の再就職の促進に取り組んできたところでございます。今年度につきましては、保育士不足が全国的な問題となっていることもあり、栃木県との共催で、保育士再就職支援セミナー及び保育のお仕事再就職相談フェアを今後実施する予定でございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいま1回目のご答弁をいただきました。

この質問に関しましては、以前、前回は質問させていただきましたので、今回は公立の保育園、保育士ということでお話をさせていただきたいと思っております。

保育士からの実態調査等あるいは現場の吸い上げを行っているのかということですが、答弁の中では園長との面談あるいはその中で聞き取りを行っているということなのですが、今回、市の職員、正職員であります、あるいは臨時保育士であります全員の方からそういったものを聞き取っているのかどうかを、まずお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育の実施の中で自己評価を行うという保育の指針に項目がございます、その自己評価を行う中で臨時保育士も含めまして自己評価を行って、それをもとにして園長との面談を年2回行って、園長と副園長のところもありますけれども、その園独自で人数を配分しながら面談を行っているところです。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 自己評価ということで、ちょっとあれだったんですが、今回こういった安定した保育の現場づくりということで、保育士の

対応ということで今回質問させていただきたいと思った中での自己評価ということで、ちょっとびっくりしたんですけれども、先日6月8日の下野新聞さんの記事で、県が実施した保育士の就労状況等にかかわる実態調査の保育士アンケートが掲載されていたと思います。その中の項目では、給与・賞与等の改善、有給休暇を取得しやすくする、職場の増員、事務・雑務の改善、勤務シフトの改善、雇用の安定化などうたっていました。

こういった状況がある中で、その自己評価も含めて、面談等でこういった意見は上がってきていなかったのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 面談を行っている中で多いことがやはり待遇といいますか、その勤務時間の相談とかそういうこと、それから保育のあり方に関する相談ということでは聞いております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 意見や要望がいろいろ上がってくるというか、実際面談だとなかなか言いづらかったりするのかなとも思うので、ぜひアンケートもとっていただきたいとは実際思うんですが、1つ、また提案なんですけれども、現在保育園で働く保育士さんが、妊娠・出産等で産休をとって一度保育園を離れなければならないと、そういった状況があったときに、生まれた後、また保育園で働きたければ優先的に園に迎え入れるような、そんなこともやっていただけないかとかいうようなお話とかはされたことがないか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） ただいまのお話の中で、産休・育休をとった保育士が優先的に保育の現場、保育の施設に戻れないかということで、市の正職員については、当然のことながら産休・育休の制度によってそういうものは保障されておりますし、それぞれ育休明けのときに保育園をどういうところに配置するかします。

ただ、臨時の保育士の場合には、雇用期間の契約等もありますので、その契約の中で例えば出産があるので今回の更新はしないというのが現実的にございます。ただ、そういう方々がまた職場に復帰するときに、優先的な雇用ができないかというところなんですけれども、優先的な雇用というよりも、その方、保育士さんが産んだ子どもさんを今度は預ける場所がない。今回、新聞報道にもありましたように、県の実態調査でありました。復帰したくても、自分の子どもを預ける場所がなかなか見つからない、こういう待機児童が多いという現状ですので、そういうお話もあります。

国のほうでは、それは公立・私立も含めまして保育の認定を行うときに、いろいろ点数づけを今しております。その中で、保育士の部分について特別な加点といいますか、点数づけをして配慮をするというのも一つの方法であるという国からの方針といいますか、そういうものもアドバイスとして出ていたところがございます。

それで現在、那須塩原市におきましては、保育の認定を行う際に、母親・父親のどちらかが保育士であるということで特別な配慮はしていないのが現状です。ただ、国のほうからそういうアドバイスも出ておりますし、保育士、公立・私立も含めまして保育士をいかに確保するかというのが最重要課題になっている現状ですので、その辺も含めまして、やはり早急に優先して保育士の子どもを、保育士資格を持っている子どもを認定して保

育園に入れるという方向性も出さなければならぬなというところで、重要な課題として、今、部の中では考えているところがございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。ちょっと僕の質問の仕方が悪くて、丁寧に外回しから言っていただきまして、ありがとうございます。

実際、今言っていたとおおり、ぜひお子さん、保育士がお子さんを産むことももちろんありますから、産んだときに、実際そのお子さんが保育園に入れないと保育士に復帰できないという現状を、周りの方も絶対わかって理解してくれると思います。ぜひ優先順位を上げていただいて、保育士の確保に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、すみません、一番最初に言うのを忘れました。一括にて質問させていただいております。

(3)番の発達支援児における保育士の定数緩和についての再質問をいたします。

先ほどご答弁の中で発達支援保育審査会という言葉がありました。ここに至るまでの流れについて教えていただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 発達支援審査会に至るまでの流れというところがございます。

まず、保育所、認定こども園、そういうところで特に配慮が必要な子どもさんがいた場合に、まずはその必要性の審査を行うこととなります。必要性の審査を行う前に、保育園のほうで様子を見ながら、その子どもさん、ちょっと手厚い配慮が必要ですねとか、親御さんのほうから相談を受け

ることもございます。そういった場合に、当然のことながら医療機関等々の意見書、診断書等をつけていただいて、親御さんの同意もつけていただいて、この子どもに特別な加配の保育士の配慮を必要としますよということの申請をまずいただきます。

それをもとにしまして、保健師、保育士、そういう者がその子どもさんの様子を、例えば現在保育園等々に入っているときには現地を見に行つて、どういう状況かというものも含めまして判断をしていきます。

それで、審査会というのを改めて開きまして、その審査会には、専門の言語聴覚士の先生や市内の保育園長、それから保健師、児相の職員ですね、あと子育てセンターの職員と、私もその審査会の委員となっておりますけれども、その委員会の中で判断をして、その子どもさんにいわゆる加配の保育士を通常1対1にするか、1対2にするかという判断をします。

そういうところを判断して認定を行つて、実際に保育園に通っているときには、この子どもさんにこれだけの加配の保育士が必要だということで話を進めまして、新たにその保育士の確保につなげていってもらうようになっております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいまご説明いただきました。

これ、すみません、時期的なものというものは、どんなあんばいでやっているのかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 時期的なことは基本的に年2回になってはいますが、やはり急ぎで対

応が必要というときには、持ち回り決裁という制度がありまして、持ち回りで判断させていただいて、早急に加配をつけると、認定をするという形をとっていますので、その間が長くあいてしまうという形にならないようにはしております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） それでは、今言っていた発達支援児における待遇という話なんですけど、こういったその子に対してつく保育士は、正保育士がメインだとは思いますが、もちろん臨時保育士がつくこともあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 基本的には正職員等と、臨時職員が担任でクラスを持つケースもありますけれども、そのクラスに何人の子どもさんが発達支援児として認定されるかというのが確定しておりませんので、通常は臨時的保育士を雇い入れて配置をしております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 臨時的保育士さんであっても、長年のキャリアと、あとももとのプロの意識がありますので、全然ご対応できると思うんですが、そういった中で、その子自身を見るシステムもございますし、その子以外でも見ていたときに、ちょっとこうどうしたらいいんだろうと悩むときもあると思うんです。そういったときに、アドバイスの支援をしてくれる方はその保育園にはいらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 支援をしていく上でちょっと不安になったりとかというのは、それは発達支援の子どもさんに限らず、通常の保育の中でもいろいろあると聞いております。当然のことながら、園長をトップとしてといたしますか、園長以下、副園長それから通常の保育士も協力体制をとりながら、そういった悩み、不安を解消するように努めて保育に当たっているとは聞いております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ちょっと聞いた話なんですけれども、昨年度まではその支援アドバイザー的な方が園に見えていたという話だったんですが、この4月から来なくなるよという話を聞いたというんですが、そういった事実はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 支援アドバイザー、保育園ごとに希望をとってアドバイザーを派遣したりしておりますし、当然発達支援、今年度から発達支援システムが稼働しておりますので、その中で保育士も含めて研修なり啓発なり必要だということで、市として全体的に進めております。

保育をやっているときにちょっと不安になったときには、園長以下、そう判断すれば当然子ども・子育て総合センターのほうでも保育に関することも含めて、あと保育課でもそういうことに関しての相談は通常業務の中で受けておりますので、もしも議員のほうにそういう声が届いていると、そういうことで保育士のほうで不安なところがあるということでしたら、ぜひ市の窓口相談いただくなり、保育園長に相談いただくなりしていただければと思います。よろしくお願

いします。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） じゃ、園長とかの判断ということであるから、常駐というわけではなく、その判断がない限りは、その人が不安でも園長に相談しない限りは、その方はなかなか呼べないという、そういう解釈にちょっと聞こえてしまったんですが、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） ちょっと言葉が足りなくて申しわけございませんでした。

この後、発達支援のシステムを進めていく中で、各保育園に発達支援のコーディネーターといいますか、ある程度スペシャリストといいますか、その発達支援の部分にたけた保育士を養成できるようにしたいということで考えておりますので、保育園ごとにそのコーディネーターといいますか、を中心に園全体の保育をどうするかということも考えていけるかなと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） この先の展開の話で、必要とする方が園にはいるという解釈でいいですか。もう一度すみません。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 今後の進め方の中で、そういった発達支援コーディネーターのような保育士を園の中に育成していきたいということで考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） くどくて、すみませんでした。養成していきたいということ。

支援アドバイザーが実際にいて、すぐ悩みを聞

いていただけたという形をとっていた話を聞いていたので、その育てたい旨もしっかりと周りの、正保育士の方はわかるにしても、臨時保育士の方のどこまでが連絡がとれて、どういう形でしていきたいというの、多分そういった質問が出たということは、わかっていなかったのかなということもありますので、ぜひその園内でも、こういった形で発達支援システムを那須塩原市は導入したことによって進めていくんだよという話をさせていただきたく、あるいは正職員でもその発達支援児に直接対峙している間はいいんですが、何かあっていないときには臨時的保育士さんがやっぱり見なきゃいけないと、そういったところがあったときにはどうしても負担がかかりますので、そういった説明も優しく丁寧に、同じ保育士でありますから連絡をとっていただきたいと思います。

続きまして、じゃ、(4)番の連携保育士についてお伺いいたしました。この連携保育士は、先ほど言ったとおり、家庭的保育事業の保育内容についてのアドバイス等々をやっているという話で、私もちょっと理解しておきながら質問をしてしまい申しわけなかったんですが、こちら発達支援児に対するそういった家庭的保育の中にも、可能性がある園児に対してのアドバイス等があったときにはアドバイスをするのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 連携保育士の業務につきましては、そういうことも含めまして、現在、各小規模事業所さんからの相談や、あとはPRですね、連携保育士が連携保育士だよりというのをつくっていきまして、そういう小規模の保育施設の保護者の方々にも配っていると聞いております。市のほうに連携保育士という制度があって、

ここの園には連携保育士が相談とか対応とかに回っているというのもPRしながら、連携保育士2名ですけれども、協力しながら1年間活動をしてきたところです。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

実は、物すごく大変な連携保育士の役職だと思うんですが、那須塩原市全体での保育の充実というところでは限りなく必要な方だと思いますので、その人たちの現状も聞きながら、しっかりとまた今後も継続していただきたいと思います。

続きまして、(5)番の事務作業の負担を軽減するための本市の取り組みについて、登降園時間管理システムを導入したのは、私も理解しております。その登降園業務のシステム以外でも、手間のかかる事務作業は何かあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 手間がかかると、国のほうでもいろいろ情報を出しておりますが、保育を行う上では、やはり保育の指導計画やそれぞれの子どものさんの児童票とか、あとは連絡帳に書き込んだりとか、あとは園だよりをつくるとか、そういう事務が実際の保育のほかにも必要となっていております。それで、なかなかその時間をとるのが難しいという声は聞いております。現在のところ、手書きでやっている保育士が多いということもありますので、その辺の事務に割く時間というのが非常に大変だという声は届いております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいま連絡帳や指導計画あるいは児童票に対して手間がかかる作業があ

るというご意見をいただきました。

本市の事務の作業については、昨年度、教育のほうで教職員ネットワークシステム、こういったものを導入してICT化を図っているというところもございます。保育の事務に関しても、もしICT化が図れば導入してはどうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育の事務のICT化というご質問でございますが、当然のことながら国のほうでもICT化を進めるという方針は出しているところです。まだどの程度進められるかとか、そういうところは始まったばかりですので、今後研究、導入ができるかとか、どういうことに使えるかとか、その辺を研究していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ぜひ使ってみれば、絶対便利なものになるということで、どこかではシステムを開発して、もう使い始める可能性もありますので、保育士の負担を軽減するための一つのツールとして検討していただければと思います。

最後の(6)番についての再質問に入ります。

答弁の中に、保育士再就職支援セミナー及び保育のお仕事再就職相談フェアと書いてありました。これの内容についてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 今回、県のほうが主催となりまして、そういった講座のほうが開催されるということが決まっております。

那須塩原市でも会場をその一つとして設定されておりまして、この後、県のほうからの情報によ

りますと、例えば9月28日に、県北エリアとして健康長寿センターで保育のお仕事復帰講座というのを開催していただけると。

あと、それから11月24日に、同じく県北長寿センターで保育のお仕事就職フェアということで、保育所を中心とした就職についてさまざまな疑問や質問を講座をやります担当者に聞くことができるものを、今年度から県のほうも始めていくということですので、当然のことながら本市のほうもそこに協力して、保育士、市の臨時保育士に限らず、保育士の確保のほうについては力を入れていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） このフェア自体が平成26年からということで、今までの参加人員なんかはわかりますか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 先ほどの1回目にご答弁いたしました26、27につきましては、那須塩原市独自に再就職のための支援講座を開いております、平成26年度は受講者が4名で、その方々について市内の保育園等々に4名とも再就労が決定したと聞いております。27年度、昨年度につきましては8名の方が受講いたしましたが、その後、就労に結びついていないというのが現状でございます。これはあくまでも本市独自でやっていたもので、今年度につきましては県の事業のほうにシフトを変えていきたいというところがございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 26年に関しましては4名、そのまま再就職ということで、8名の方に関して

は何かしらの理由があつてということもあつたと思うんですが、ぜひこういったフェアを開催して保育士の確保もしていただきたいと思います。

今回もいろいろとお聞きさせていただきましたが、保育の現場の充実を図る上で忘れてはならないのは人員体制の強化、つまり配置基準、人の増員ですね——の引き上げだと自分は思っております。県のアンケートとは別に、厚生労働省の資料では、保育士の離職、離れてしまうほうの理由としては、仕事量が多いという結果も出ています。

本市においても、先ほどの答弁にありましており、あらゆる保育士の確保対策は行っていますが、現状では臨時、公営ですね、公営に関しましては定数ぴったりの保育士が保育に当たっているという解釈で私はしております。もちろん保育士自身の理由もあり、常に満たされている保育の現場はないと思いますが、時間の関係もあり、たくさん保育士がいると思ってしまうと、そこに対して危機感すら覚えないと思っております。

今後の対策としても、前回質問したとおり、賃金面も含めて加配による質の向上、加配による本市独自の保育士バンクとして、あるいは保育士の育成も含めて、現在の保育士の人数より多く雇い入れたほうがいいと思っております。そうすることで、本市の保育士の環境も図ることができ、民営での保育士不足にも本市の保育士を一時的に手配すること、そういったこともできると思います。

保育士の仕事量の軽減は、賃金相当量とは別に、保育士の時間に余裕を与え、ゆとりある保育ができてくると思っております。働きやすい現場になってこそ、離職も減り、潜在保育士も戻ってくると思います。

本市の待機児童対策は進みながらも、解消までまだまだあと数年かかります。それに向けての本市の取り組みが預ける保護者のためになり、通う

子どもたちのためになるような全体を通した改善となり、解決につながっていくのだと思います。

子ども未来部のあらゆる施策はすばらしいものだと思っております。ですから、それ以上のものになるように、今後の展開も含めて関係者あるいは子ども・子育て会議等でさらなる話し合いを進めていっていただき、行政が軸となった保育の現場をつくっていただきたいと思います。

そうすることが、民間の保育園に対してもしっかりとリーダーシップがとっていただけるのだと思います。安定した保育の現場づくりを目指して、今後まだまだ訪れる諸問題解決に向けて頑張っていきたいと思っております。

続きまして、3、子どもの遊び場について。

近年、子どもたちの遊び場が少ないと感じるようになりました。一番身近にある学校の校庭はさまざまに制限があり、小さな子のいる公園は小学生にとっては居心地が悪く、あり余る体力を発散できていない現状もあると思います。さらに、団地などの道路では危険であり、日常の遊び場となり得ません。

子どもたちは、大いに体を動かし遊ぶことで、基礎体力の向上も図れ、そこで触れ合う子ども同士のかかわりが心の成長にも大きく寄与していくものだと考えております。本市においても、子どもたちの遊び場の整備がさらに必要であることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)本市の子どもたちの遊び場の現状についてお伺いいたします。

(2)本市の遊び場について、都市公園と言われる場所の整備状況についてお伺いいたします。

(3)公園における遊具の整備についての考えをお伺いいたします。

(4)本市には全天候型の子どもたちの遊び場がありません。新たな遊び場の確保としての考えをお

伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し、答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） それでは、3の子どもの遊び場について、私からは(1)及び(4)についてお答えいたします。

初めに、(1)の本市の子どもたちの遊び場の現状についてですが、子どもの遊びの環境は、少子高齢化を初めとする社会の変容や、家庭・地域における諸問題により、遊びの時間・空間・仲間の減少といった急速な変化を遂げていると言われております。

市内には、子育てサロンや遊び場として利用可能な施設、グラウンド、公園等も整備されておりますが、子どもやその保護者にとって気軽に利用できる身近な場所には、安心・安全な遊び場が減ってきている現状にあると考えております。

次に、(4)の新たな遊び場の確保としての全天候型の遊び場の設置の考えについてお答えいたします。

本市が平成25年度に未就学児の保護者を対象として実施した子ども・子育て支援事業ニーズ調査の結果では、子どもが安心して遊べる場所が欲しい、雨天でも遊べる屋内施設が欲しいなどの意見が多く見られました。

市としましては、既存施設の活用を初めとしたハード面の整備はもちろんのこと、子どもの成長・発達の過程において重要な役割を担う遊び環境のあり方について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 建設部長。

○建設部長（君島 勝） 続きまして、私からは(2)

及び(3)についてお答えを申し上げます。

初めに、(2)の都市公園の整備状況についてですが、現在、那須塩原市内におきましては46カ所、164haの都市公園が整備されており、憩いの空間として多くの市民に利用されております。

なお、本市の都市公園条例で定めた市民1人当たりの基準面積である14㎡を満たしている状況でございます。

最後に、(3)の公園における遊具の整備についての考えについてお答え申し上げます。

現在、市では、平成25年6月に策定した那須塩原市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具を含めた老朽化した公園施設の更新及び修繕を計画的に行っております。

今後も引き続き、子どもたちの安全に配慮して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） それでは、一括にて再質問させていただきます。

まず、(1)の本市の遊び場の現状につきましては、部長の答弁がありましたとおり、少なく減ってきている現状ということを理解いたしました。

続きまして、(2)、(3)は関連しておりますので一括で再質問させていただきます。

都市公園と呼ばれる部分で、現在設置してある遊具については、どのようなスタンスで扱っているのかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 今ある遊具につきましては、先ほども申しました公園施設長寿命化計画に基づきまして、そちらを更新するということ優先に行っておりまして、現在、計画的にそういったものから順に更新を進めているというところで

あります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 更新を行いながら、安全な遊具ということでやってくださっているということで理解いたしました。

ちなみに、新規の遊具の設置等は今は考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） こちらにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、現在あります遊具の更新を最優先ということでやっておりますので、現在のところ、新たな遊具の設置というものは計画にはとりあえずございませんが、こちら長寿命化計画がある程度進みましましたらば、将来的には、また研究をする必要があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

それでは、子どもたちの遊び場として都市公園の存在をどう考えるのか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 都市公園は、基本的に誰もが自由に利用できる公園ということでありますので、こちらにつきましては、子どもたちも同じように利用していただくということで考えておりますが、特別に子どもたちのエリアとか、そういった決めが一般的には普通の公園ですとありませんので、これは同じように利用していただきたいというふうに考えておりますが、その中でも遊具のついている場所なんかもありますので、そちらで今現在更新なんかもして、安全な遊具が設置さ

れておりますので、そちらのほうを十分にご利用いただければというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 子どもたちの遊び場としての都市公園ということでお伺いいたしました。

ちょっと地元のネタになってしまうんですが、先月、地元の育成会で私の地元であります乃木神社の境内清掃というものがございまして、境内内あるいは乃木公園周辺のごみ拾いを子どもたちと主に行いました。そのときにマムシに注意という看板が設置されていたのですが、情報が入っているかどうかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 乃木公園のマムシということではありますが、こちらは、市のほうで直接そういった生息を確認しているということはありませんが、こちらのそういったマムシがいたというような情報は連絡を受けましたので、そういった情報は市のほうも持ってしておりますが、それが果たして本当にマムシであったかどうかという確認までは、申しわけありませんが、しておりません。ただ、マムシは出たというような話は伺っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） この間、課長にマムシと蛇のアオダイショウの差をちょっと聞いたら、難しいというのはわかっているんですが、とにかく安全優先ということで情報の確定化、あるいは定かではないんですけども、確認を急いでいただきたいと思っております。

今回この乃木公園内、こちら都市公園に入っていると思うんですが、林の中の整備をされている林の中を歩いてみたところ、とても寂しく感じ

てしまいました。また、先ほどの看板がある時点で、また人々もなかなか歩かなくなっているような気がいたしました。

中には休憩小屋としてあずまやも設置されているんですが、そこに行くまでのルートに看板が設置してあるというと同時に、長年育ってきた樹木の老齢化もありまして、落木の危険も非常に大きい場所でもあります。木を守り静かな空間をつくり上げることも大切であります。少し手入れをしていただきたいと思うんですが、そういった管理もしていただけるのかどうかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 都市公園全体でいいますと、全部でシルバー人材センターのほうに21の公園の維持管理を指定管理ということでお願いをしています。その中で公園の施設ごとに条件が違いますので、そちらごとにある程度仕様をつくりまして、そういった管理を、その公園に合った管理をしていただいているということですが、特に乃木公園のほうにつきましては、これは以前、古い話になるかと思うんですが、旧西那須野町時代に乃木神社との協議によりまして、神社の主に北側のほうになるかと思うんですが、約3万9,000㎡ほど都市公園として指定をしまして、実際今管理をしております。

その管理の中で、主に神社のほうから意向がございまして、その意向に基づいて管理をしているということで、神社の意向に十分配慮していると。そういった管理をシルバーさんのほうにはお願いをしまして、やっていただいております。この乃木公園につきましては、確かに議員がおっしゃられますように、全体的にうっそうとしている大きな林があつて、確かに暗い部分もあります。これは、先ほども申し上げましたように、神社の

管理に対する意向もあります。

それから、こちらのほうは、もともと近くに湧水地がありまして、水の豊富な地域の林の特徴が見られ、また長い間、木が切られないで昔からそういった状況を残しているというような林でありますので、そちらを十分に生かした管理をしているということで、今のような管理になっていると。

ただ、そうは申しまして、邪魔に、頭にかかるような木であるとか、そういったものは十分に管理をさせていただきながら、つい先日もシルバーさんが出っ張っている枝を落としたり、そういったものもやっているという状況でございます。

○議長（中村芳隆議員） 教育部長。

○教育部長（伴内照和） 乃木公園の関係ということで、実はこの公園、教育委員会のほうで所管しております市の天然記念物に指定されております。この森につきましては、もう100年前後の古い樹林がそのまま残されているということで天然記念物にしているわけなんです。一昨年の秋なんですけれども、市の動植物実態調査の植物の先生、また神社の宮司さん、それと市の環境管理課、また生涯学習課の職員が現場に赴きまして、その管理について打ち合わせを行いました。

その中で、やはり今後の管理については、まず外来種については除去してくださいと。また、ご質問にありました枝が落ちそうなものとか、そういったものについては撤去するのが管理としてはよろしいと。

それと下草刈りの関係なんです。どうしても100年来の自然林ということですので、一遍に草を刈ってしまうと、やっぱり自然が変わってしまうということで、ある程度ブロックごとにローテーションをしながら管理するのが、より適正な管理に結びつきますよということで、皆さん、そういった流れで今後管理していきましようというよ

うなことで合意に至っているというのが現状でございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ご説明いただきました。

地元の方ともお話をしているということで、適切な管理あるいは適切な場所にといいわけではないんですが、そういった形で整備をしていっていただきたいと思います。

ところで、46カ所、県の施設も多分入っているんですが、それぞれ都市公園がありまして、遊具があったり、大きかったり小さかったり、それぞれの場所に都市公園が設置されているわけですが、ただ、公園というものをうたっておくよりも、それぞれの特徴を生かしたコンセプトなんかを決めて、都市公園をPRしたらどうかと思うんですが、その辺について意見をお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） コンセプトということですが、今、市で管理しております44の都市公園がございまして、これは既に基本的な整備が一旦済んでいるという公園でございまして、今まで整備に当たりましては、特にコンセプトというようなものは特にないものというふうに認識しておりまして、ただ、そういう中で都市公園につきましては、規模とかそういった地域的なもので分類が幾つかありまして、例えば大きさで総合公園とか運動公園、地区公園とか街区公園とか近隣公園、いろいろな種類がありますので、そういった位置づけの中でそういう公園の設置と管理をしているというような状況でございます。

あと、乃木公園について申し上げます、これは地区公園として定めておりまして、乃木神社の外苑という形ですね、そういった中でその特性を生かした公園になっております。

強いてコンセプトとういことで挙げれば、先日、吉成議員のほうからもお話がありました東那須野公園が総合公園として、当時、10万本のアジサイの公園というようなことで進め、始まったというのがありますが、それ以外については、特にこういうコンセプトでというものは特にないということでもあります。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 地区公園とかという表現はすごく寂しいと思うんですね。ですから、都市整備のほうでも公園の管理というよりは、名前をつけて、乃木神社でいえば森林浴でもいいでしょうし、きのうの吉成議員のところであれば、もう鑑賞、まさにきれいな場所でありますから、そういった意味でのコンセプト、遊ぶならここ、見るならここ、森林浴ならここみたいなコンセプトをつけたほうが、より管理にも愛着が湧くんじやないかなと思いましたが、質問させていただきました。ぜひ考えてみてください。

自分の小さなころは、乃木公園にはボートがあって、ボートに乗ってコイにポップコーンを上げていた記憶だったり、あるいは同じ西那須野の烏ヶ森であれば、山の中腹にアリジゴクというアスレチックがありました。なかなか出られずに頑張っていたんですが、あれぐるぐる回ると何とか出られるという話で、体力がついてきたなという思い出もあります。そういった復刻版も含めて、今後の公園整備、都市整備に関しては、楽しみも持ってやっていただきたいと思います。

それでは、(4)番の再質問に移らせていただきます。

一番最初に、既存施設の活用を初めとしてという答弁がございましたが、どういった施設をいうのかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 雨の日に限らず、既存施設というのは先ほど建設部長のほうから都市公園のお話がありました。そういうところも活用していただく一つの施設でございますし、例えば雨が降ったとき、晴れの日も当然ですけども、プールを活用していただいたり、グラウンド、運動場ですね、そういうところも活用していただいたり、それぞれに工夫して遊び場として有効活用をしていただけたらと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） それも既存施設ですが、アンケートでは雨天でも遊べる屋内施設が欲しいという意見があったのでというところがあったんですが、そのアンケートをやったときから、今現在に対して市はどういった対応をしているのかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） アンケートの中では、当然こういうものがあつたらいいなというお声はいろいろいただいております。その中でも屋内でというのがありますし、実際のところは、例えば保育園、幼稚園に入っていない子どもさんで、子育てサロンとかを利用していただいたりしている場合もあります。あとは、実際には未就学児、3歳以上の子どもさんは、ほとんどが保育園、幼稚園、認定こども園に通っている方が多いと思います。

じゃ、実際いつ遊ぶのかといったときに、なかなか親御さんの時間のとり方もありますし、土日というところがメインで遊びに行くというところになるかなと思いますけれども、屋内の施設としては、特に那須塩原市に限らず、いろいろな施設

があるのじゃないかということで、その辺も含めて研究課題にはなるなどは部の中でも話しているところです。

いろいろな施設があるのに、どこに行き行って遊んでいいかわからないという声も聞いておりますし、例えば雨の日、じゃ、保育園で何して遊んでいるのと保育士のほうに聞いてみますと、園舎の中で雨の日の遊び方をしているというのもありますので、じゃ、雨の日に必ず屋内の施設で遊んだほうがいいのか、あとは子育て応援券で読み書かせの絵本の配布、絵本も活用していただいています。

じゃ、雨の日には、雨の日の親子で触れ合う遊び方もあるのではないかとということで、こういう遊び方もあるよというところを、もうちょっとソフトの面からもアプローチしていければなということで現在考えているところですので、ちょっとその辺はどういうことで進めてきたのかということ、当然いろいろな声を伺いながら、どんな活用の、既存の施設で当然民間もそうですし、近隣の施設も含めましてどういう施設があるかというもののPRも、どういう形で今後していけるかなというところは課題としては考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ちょっとすみません、一生懸命言って答弁してくださったんですが、雨天でも遊べるということなので、確かに保育の現場でいえば、表現が子ども未来部ということで、私のこの質問の仕方は一応子どもたちということで、子どもの幅は広いので、一つの案としては、もちろん私もそれは想定範囲でございました。

先月、先々月ですか、本市の姉妹都市の滑川市の児童館が完成したということで、議員全員で姉妹都市交流のときに見てきました。この案件につきましては、藤村議員も児童館の必要性というこ

とで一般質問をしていただきました。

私も、あの施設を見たときに、子育てには相当力を入れており、3億円をかけた児童館をオープンさせたと言っております。もちろん運動場つきでございます。値段とかは別にいたしましても、こういった全天候型というもの、先ほど言ったとおり、夏だったらプールに入れますが、冬は、じゃ、どこのプールという話にもなりますし、夏場でも暑いからどうするの、あるいは最近だと光化学スモッグが出た、子どもは屋内に避難してください。じゃ、どこで遊ぶのと、そういったものも含めて、よりどころとして考えたときにとってもいいものだなと思ったんですが、ここで市長、申しわけございませんが、こういった子ども館、児童館に関しまして、お孫さんがいる市長に関してのご意見を聞いてみたいと思うんです。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） つい先日、滑川の市長さんにお会いする機会がございまして、児童館の話が向こうから出ました。ぜひ一度見てくれやというようなお話がありましたんですけども、あるにこしたことはないわけですね。財政状況の中で、あるいは計画的なものの中で、こういったものが本当に、確かに必要だよという、そういったお話は伺っておりますので、十分に研究をさせていただきますなと思っております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ちょっとむちゃ振りでした。ご答弁ありがとうございます。

先ほどの都市公園の整備も充実していき、子育てサロンの充実も確かにわかっております。ただし、体を動かしたい子どもたちは、雨の日になってもどうにかしたいものです。もちろん全天候型ですから、暑過ぎる夏だったり、荒天のとき、あ

るいは光化学スモッグ、先ほど言ったとおり公害などの要因により、表に出られない日はたくさんあります。

また、児童の定義は18歳までと書いてあり、小さいお子さんのみならず、小学生、中学生、高校生までと児童館を整備している自治体もございませぬ。この場所は小さなお子さんに関しましては、大人が連れていくことには変わりないと思いますが、大きくなるにつれて、子どもたちが自発的に目的を持って集まることができると、つまりは子どもたちが主役の施設であるということです。

子どもたちが主役であるということは、そこには親であったり、もちろんおじいちゃん、おばあちゃんも集まれる場所になります。そこにいろいろな施設を入れることもできると思います。子どもたちの元気な姿や行動一つに、ついていく大人にも笑顔があふれるのではないのでしょうか。

黒磯駅前開発も着々と整備されています。もちろん子どもたちを預けることができる施設も入るのではないかと考えております。西那須野地区には、外で遊べる施設が整備されていても、施設の中で体を動かして遊べる施設はございません。あったとしても、年齢の対象が限定なものに限っております。例えば学童は通う子どもたちが使える施設、学校の施設を借りるのは毎回のようにはいきませんし、そう簡単に開放されるものではないと思っております。

ぜひ子どもや人口増加率の高く、子どもたちのふえているこの地区に児童館の建設を要望したいと思います。新規につくこともできますし、経費圧縮ならばそれ相当の空き店舗を活用することもできます。子どもたちの遊び場確保対策もしっかりと那須塩原市はやっているよと、目玉になる政策の一つとして、どうか検討いただければと思います。

今回は、なかなか検討ということで、検討前ということで、希望としてはかなり低いものだと思いますが、この先、児童館の建設の案件が上がってくるような展望を望みます。

子どもの遊び場をつくるということは、子どもの行き場所、居場所をつくることになります。子ども自身が通える場所、親御さんと一緒に通える場所、そして児童と呼ばれる子どもたちが一堂に通える場所が本市にあるということは、子育てを応援する都市としてのPRにもなります。子育て環境に力を入れることが、今後の人口減少が叫ばれる中でも、生産年齢人口の減少を遅くさせ、高齢者を支えるために必要であることは言うまでもありません。

子どもたちの遊び場をつくることで、保護者の触れ合いやその中で子どもたちの触れ合い、コミュニケーションの醸成も図れる場所になることは間違いないと思っております。人口減少、子どもたちの数は減るばかりを正当化し、または悲観して何も対策をしないのではなく、経費・維持管理等はもちろんついて回りますが、その問題の解決となる施策の一つになると考え方を変えていただきたいと思っております。

子どもたちに優しい施策は、我々子育て世代を安心させてくれます。その私たちがその恩恵を受けながら、未来ある子どもたちにその環境をつくってくれた行政のよさを伝えていけるのだと思っております。

まさに子どもたちを考えるには、全ての世代をつなげることだと思っております。今回の質問では、子ども未来部さんが主管となっておりますが、君島市長を初め、庁内で検討していただけることを願い、こちらの質問を閉じさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここ

で10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時12分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） それでは、4番に移らせていただきます。教育行政について。

本市の教育は、各学校に将来子どもの目指す未来像を掲げ、各中学校において小学校・中学校とも共通の目指すべきテーマを決め、各学年において段階的に行う小中一貫教育をスタートさせました。また、英語教育カリキュラムの使用も開始するなど、積極的に本市の教育テーマである人づくり教育の推進をさまざまな学習を通して図っており、子どもたちの将来に期待が膨らみます。

今後は、各中学校区で掲げた児童生徒像をもとに進めていくわけですが、学校の先生方の理解はもちろん、保護者の理解も必要になってくることは言うまでもございません。

また、地域全体で子どもたちを育てるためには、地域の方の協力も必要不可欠でございます。このような地域全体で子どもたちを育てる教育は、本市においてとても重要であることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)本市の教育の中で、地域と連携している取り組みについてお伺いいたします。

(2)本市においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の考えはあるかお伺いいたします。

(3)本市の教育の中で、今後、地域と連携を図っていく上での課題があればお伺いいたします。

(4)これからの子どもたちの教育には、学校、保護者、地域と行政のつながりが最重要であると考えますが、本市の具体的なビジョンをお伺いいたします。

以上、1回目とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、4の教育行政についてのお尋ねに順次お答えをさせていただきますと思います。

初めに、(1)の本市の教育の中で地域と連携している取り組みについてお答えをいたします。

教育活動の一つとして実施をしております中学校2年生が行う職場体験学習マイチャレンジが1つございます。地域の人や仕事とかかわりながら、社会の一員としての責任や人とかかわりの大切さ、そして自分自身の生き方を見つめる貴重な体験の場となっております。

また、各公民館区で「学社連携・融合推進事業」を実施しております。この事業は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とし、そこから一歩進んで、学習の場や地域活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら連携して、子どもたちの教育に取り組んでいこうとするものでございます。

この一つの例としましては、地域と学校などが協力・連携した強歩が3地域で開催をされ、イベントとして現在定着しております。また、各公民館区において、公民館と小中学校、保育園、地域住民が連携し、家庭教育学級、地域イベント、学校周辺の環境整備や交流事業など多くの事業が行われているという状況でございます。

次に、(2)の本市におけるコミュニティ・スクール設置の考えについてお答えをいたします。

本市におきましては、現段階では地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されたコミュニティ・スクールの早期の設置の計画はございません。文部科学省は、平成28年度までに全公立小中学校の1割に当たる3,000校の設置を目標としておりますが、本県栃木県では、現在1市のみが導入しているというような状況でございます。

本市では、この4月から中学校区ごとに小中一貫教育を本格実施しておりますので、今後、地域と連携を図った学校運営は必要であるというふうと考えております。その際、まずは学校と地域が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支える活動の充実が重要になってくると、こう思います。

地域住民が参画して学校運営に深くかかわる体制を構築するコミュニティ・スクールを初めから導入するのではなく、まず学校を外から支援する活動、それに加えて緩やかに学校と地域が相互に連携して活動を行うための地域学校協働本部、こういったものを導入し、学校と地域の効果的な連携・協働が進んでいく中で、機が熟すところでコミュニティ・スクールの導入が検討されるべきではないのかと、このように思うところでございます。

次に、(3)の今後、地域と連携を図っていく上での課題についてお答えをいたします。

今後検討する地域学校協働本部設置、これにも関連しますけれども、学校と各種の地域団体との連携だけではなく、地域団体からの相互連携を強化することが課題の一つとして挙げられるだろうと、こう思います。そのために平成26年度から各小中学校には地域連携教員これを配置いたしまして、教頭とともに学校の窓口となり、また公民館職員が地域側の窓口となり連携を強化しているところでございます。

これに加えまして、これまであるいはこれから大切なことに教育についての情報発信、これがあると思っております。各学校そして教育委員会からの保護者や地域へのより積極的な情報発信も課題として認識をしております、これにつきましては現在改善努力をしているという状況にあります。

加えて、地域住民の中から学校と地域の連携をコーディネートする地域コーディネーターというような人材の育成、確保、これも大きな課題の一つであると捉えております。

最後に、(4)の本市の具体的なビジョンについてお答えをいたします。

ボードで少しわかりやすくお話をしたいと思います。こちらは、文部科学省が中教審の答申を受けまして、平成28年1月に次世代の学校・地域創生プラン、いわゆる馳プランというものを打ち出しました。3つの方針をワンパッケージとしておりますので、向かって左側ですね、これは教育再生実行会議の七次提言の中で出ました教員の資質の向上あるいは採用の改善、これはちょっと私どもに関係のないことでありますが、真ん中が教育再生実行会議の七次提言のいわゆる学校の組織運営改善ということで、チーム学校のあり方、そして今回触れますが、教育再生実行会議の六次提言で触れられました地域からの学校改革、地域創生、こういう中にこのコミュニティ・スクールあるいは地域学校協働本部、こういったものがあるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

本市としましては、現在取り組んでいる学社連携融合事業や、年々充実してきております各地区のコミュニティー組織など、既存の社会教育活動や組織を生かし、学校と地域の効果的な連携、協働を実現する体制、これがこのボードで言います

地域学校協働本部、地域学校協働活動ということで、今までよりも学校と地域が相互連携を図る、そういうような取り組み、まずこれから始めることが必要かというふうに考えております。そのためには各地区にあります公民館の存在は大変重要であると考えておまして、この体制のかなめとして機能を果たすようにしていきたいというふうに考えております。

この体制を整備する中で次期学習指導要領が実施されるようになれば、今回のコンセプトの大きいものの一つであります社会に開かれた教育課程、これは子どもたちが地域で学ぶという場面をつくるということでございますので、実際に合わせましてコミュニティ・スクールの必要性や役割が理解され、導入が検討されるようになるだろうと、このように考えます。

このような体制や取り組みが地域コミュニティーを活性化させることになり、新しい時代の教育・地方創生の実現につながるものと、このように期待したいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 大きなボードまで使っていただきご説明いただきました。

コミュニティ・スクール、こちら今、教育長の答弁の中にありましたとおり、県内で1校ということで多分小山市のほうが先行して進めていると思います。私は、研修のほうに行かせていただきまして、求める将来像であつたり小中一貫教育というところのはざままでいくと、那須塩原市との序列というわけじゃないんですけども、立ち位置を考えますと、那須塩原市は小中一貫を全校、全中学校区でスタートさせております。小山地区は、またそういった意味ではなく、その中学校区でできるもの、あるいはこの間説明があつた義務教育学校としてスタートするところ、あるいはコミュ

ニティ・スクールということで段階的に、研究校ですから、全部はできないということで一つやっているんでしょうけれども、その中で地域コーディネーターと地域連携教員につきましては、前回、私、前々回ですね、質問させていただきまして、その重要度というのはわかっていまして、誰が先生になるかということも含めまして、結構その地域の方とつながるまでには相当時間があったり、学校の先生だから地域とすぐすぐ連携とれるのかという問題も出てくると思います。その中で、那須塩原市の今の教育体系でいきますと、限りなくコミュニティ・スクールに近いと思うんですが、今のところでコミュニティ・スクールに該当しないところで、簡単に言うと1つ挙げていただいたんです。

じゃ、すみません、学校評議員制度と学校運営制度の違いを言っていたきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 既にご案内のとおり、本市におきましても学校評議員制度、これは全校に導入をいたしております。では、この学校評議員制度と学校運営協議会制度、何が同じで何が違うのかということであろうと思っております。

かたいことと言えば、学校評議員制度につきましては、これは根拠となる法令が学校教育法施行規則の中で定められておりまして、当該の校長が推薦をして設置者が委嘱をするというものです。

一方、学校運営協議会制度、これは先ほどお答えしましたように、いわゆる地教行法の中の定めによりまして、教育委員会が任命をします。身分的には非常勤特別職の地方公務員というふうに格段に権限を持つ、そういう組織になるということでもあります。

学校評議員のほうは、校長の学校運営について

評議員としての意見を述べて、それを聞いて校長が学校運営に反映していくというようなことでありますが、学校運営協議会制度のほうでは、校長が作成した学校運営方針をその会議にかけて承認をもらおうと、そういうハードルがございます。

また、もう一つは、学校の運営に関して校長に意見を述べるということは、この辺は評議員制度と似ているところがございます。

また、もう一つは、教職員の採用に関して任命権者に意見を述べるができるということでございますので、本市でいけば教育委員会に対して、この学校にこんな先生を配置してくれというようなことが、その組織の中からも言えるというようなことが学校評議員制度と学校運営協議会制度の似ているところ、あるいは違うところということかなというふうに思います。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 丁寧なご説明いただきました。

今まさに言ったとおり、それにしてほしくてコミュニティ・スクールにしてくれというわけではないんですが、負担がかかる割合を皆で共有し、皆で考えながら子どもたちを育てましようという概念のもとでいけば、学校長が招集した中での評議員の意見よりは、自分たちがどこまで言えるのか、あるいはその枠を広げていただけるような、そのコミュニティ・スクールに合ったものを今の評議員に当て込むようなスタイルでも私はいいと思っております。教育長が答弁なさったように、まずは地域から学校をつなぐ、でも、その間私たち保護者というものが必ずいるものですから、それも地域の人なのか、親なのか、あるいは学校と保護者だけなのかということも、どうしてもまだまだばらである。

答弁の中で、強歩じゃないや、すいすいウオー

クでしたか、間違っていたらすみません、そういった事業を全体でとり行っているのも拝見しておりますし、理解はしているのですが、本当の全体的に地域の方を巻き込むというのは、地域の方もその地域の中で人を探してくる、そして学校の保護者でも学校の保護者が連携してやっていくというような、その一つ一つのカテゴリーという言い方は変なんですけど、その中で生活で入ってくる一人一人が責任を持って、みんなで子どもたちを育てていこうと、そういう形になれば、私たちもその地域の人たちと気がねなく話すことができ、地域の人たちもそこで生きがいを持って、自分たちはただそこに地域に住んでいるのではなく、子どもたちを面倒見る責務があるんだと、そういう形で地域全体で育てることが可能になっていくのではないのかなと思っております。

その中で、今回のこのコミュニティ・スクールを導入してみたらというところだったんですが、とにかく意見交換あるいは一つの目標を持ったステージというものは必ず必要であって、その中で学校側が全て用意するのではなくて、地域型も、私たち保護者も一生懸命一つのものに向かっていくようなスタイルをどうしても構築してほしいと思っております。

最後に1点だけなんですけど、これからの教育にこの地域を巻き込んだ学校運営が望まれてくる中、再度、教育長のこの展望ですね、この制度を生かした中での展望をお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先ほど最初にお答えしましたように、本市におきましては、この4月から各中学校区におきまして小中一貫教育をスタートいたしました。これは中学校区を一つのエリアとして、まさに地域として子どもを育てていこうと

いう、そういう枠組みがスタートできたと思っております。この中で各中学校区におきまして、目指す子ども像というのをつくって保護者に周知をさせていただいたと思っております。

ただ、これがどれくらい地域にまで浸透しているかという部分は、これから努力をしなければならぬ部分だというふうに思っています。ですので、保護者も含めて、さらに地域の方にもこの地域でどういう子どもたちを育てようとしているのかということをしっかり共有するということが、まず一番最初に必要なことだろうと思います。

その点では、学校運営方針というものが、今のところどちらかというと多分保護者向けに発信されている部分が多いと思いますので、今後この地域学校協働という枠組みの中でもっと積極的に、学校側からというよりも、本市の場合でしたらば、小中一貫教育ですから中学校区としてのあり方というものをもっともっと発信をしていくということによって、地域がこの学区の学校の思いをしっかりと受けとめてもらえる、そういう中でさらに次期学習指導要領の中で、先ほど申しましたように、社会に開かれた教育課程ということですから、子どもたちは学びが学校の中ではこれからおさまっていかなくなります。地域に出て学んだことを地域の中で生かしていくという、そういった活動もこれから求められるようになってくると、ますます地域の理解を得ながら、まさに地域が一体となって子どもたちを育てていくという、そういう力が重要になってくるというふうに考えます。

また、コミュニティーがもう既に各地区にあると思うんですが、コミュニティーの中に子どもたちが入ることによって、地域の課題というのも子どもながらに多分見つめることができると思うんです。やがて子どもたちが大人になっていったときに、大人としてさらにその地域のコミュニティー

一をつないでいく、受け継いでいく、そういったこともこういった取り組みの中から育っていく、まさに地域の創生という部分にも、この学校と地域の相互連携というものは重要な意味を今後持ってくるんだらうなというふうに思っています。

かなり広がってきてしまいましたけれども、そういったことも含めていますが、現状でコミュニティ・スクールというのは、どちらかというと、この発想は日本ではなくて海外の、要するに本当に地域の人たちが学校をつくろうとって学校をつくった、そういう歴史がある中で、逆に地域の人たちが責任を持って学校運営にも入っていくという、そういう背景があるところと、日本のように、どちらかというと公的なところが学校をつくってきたというそういう歴史の中で、上からぼんとうこういう組織を動かそうというふうにして一気に学校の中にコミュニティ・スクールというものを導入していくということは、先ほど申し上げましたように、段階を追っていかなければ、せっかくのシステムがうまく機能しないのではないのかなど、そんな思いがありましたので、先ほどのような説明をさせていただいたということでございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） よくわかる説明をいただきました。

今述べていただいたとおり、地域の方との連携という言葉が実際に生きてくるために、今、子どもたちは那須塩原市の教育としてALTの英語教育からカリキュラムから初め、ICTの教育も始め、そして学び創造プロジェクトのアクティブ・ラーニングまで、そういった教育を子どもたちはどんどん、今、各学校で始めているわけですね。

その中で保護者がまずその内容が理解できるかどうかも含めて、その保護者が今度地域で活躍す

るために、地域の人たちをお願いする、お願いができるかどうか、そういったところも含めてやっていくことによって、学校を中心とした共同体は確かにありきなんです、学校とともに保護者も地域の方をお願いができる、そういったすばらしい組織体系をつくって、そこで支えてもらっている私たちが上の方に感謝し、下の子たちにそれを伝えていくと、そういった今はさまにいる年代の世代ですから、学校の教育の課程をしっかりと公開し、そして学校の地域で必要なものを地域の人たちに頼られる私たちも確立できるように、自分たちも各学校区でやっているものを、ただ継続してやるのではなくて、どういったらもっと広がっていくのかも含めてしっかりとサポートをしながら、本市の教育を楽しんでいきたいと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、4番、齊藤誠之議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時33分